

- ・高低差 1000mm では、腰をかける行為や触る行為が多く生起する。

○面積

- ・1unit (250mm × 250mm) では、腰をかけるとまたがる行為はどの高さでも生起し、頻度も高い。そのため、1unit の面積が腰をかける行為を生起しやすい面積であるといえる。
- ・4unit (500mm × 500mm) では、あぐら・四つん這い・正座といった姿勢をとる。これらの座位姿勢には4unit 程度の面積が必要であることがいえる。

3) 提案生活具と日常生活具との子どもたちによる使われ方の比較

- ・こどものもりの部屋・コーナーでは空間ごとの活動種別が決められているため、そのコーナーに設置されてある日常生活具は予め決められた使われ方をしている。
- ・提案生活具に腰をかける場面や台・階段に見立てる場面などを観察することができた。
- ・提案生活具においては日常生活具のように用途が限定されていないため、同じ寸法の日常生活具では生起しない多様な行為が生起する。例えば、日常生活具では、250mm の高さのいすに腰をかける行為や500mm の高さのテーブルにモノ置く行為等が生起しているが、提案生活具では前述の行為の他に、250mm や500mm の高さの上に立って、高さを比較・競争して楽しむ場面や子どもたちが利用する日常生活具の中では少ない750mm や1000mm の高さを、提案生活具を組み合わせることによって作り出し、その上に立つ、腰をかけるなど高いところを好む様子などが観察された。

J. 【分担研究番号8】幼保一体型施設における年齢に応じた環境行動に関する考察

J. 1 研究の概要

本研究では、幼保一体型施設において、保育形式の異なる2園の子どもの行動（3～5歳児）と、それに対して環境が与えている影響を調査した。

本研究により、与えられる環境の違いがとりわけ3歳児の活動量や体験する遊びに影響をもたらしている

ことが確認された。またそれに伴い4, 5歳児が構築する人間関係も同年齢同士の関係だけで一日を過ごすのか、同年齢同士の関係の中に異年齢との関係も含まれる中で一日を過ごすのかなど、異なったものとなっていることがわかった。また、そのような保育施設において活動が活発になるとケガをする恐れが常にあるが、そのケガをすることに対する親や保育施設のスタッフの考え方も整理した。

J. 2 研究で得られた知見の概要

- 1) 低年齢であるほど、環境の相違による影響を受けている。特に3歳児の行動は両園で明らかに異なった（図31）。年齢別保育における年齢ごとに保育室が与えられている場合は、保育室内での活動が多かった。それに対して縦割り保育で年齢ごとの保育室が与えられていない場合は、保育室内での活動に加え、屋外で年上の子どもと共に活動する機会が多かった。この活動の差には、保育室など屋内において異年齢と関係を持つ機会をどれほど持てるかが影響していることが明らかになった。このように、環境の相違は、園児の活動量や体験する遊び、交流の様態に影響を及ぼす。
- 2) 環境が異なっても、いずれの年齢においても遊び方はあまり異ならない。
- 3) 各年齢での遊び方の特徴と、それに応じた環境設定のあり方を以下のように考察した。
 - ・3歳児は屋内・屋外とも、囲われた空間や机などのしつらえの周りで遊ぶ。3歳児の保育室や3歳児が過ごす空間では600ミリほどの低いパーティション等で囲われた空間を幾つか配置することや、手を加えることができる材料を用意することが効果的である。
 - ・4歳児では、自分たちで遊びの道具を作り出す遊びが共通している。このことから4歳児が過ごす空間ではそのような遊びを始めることができるようなスペースと、積み木などの材料が必要である。さらに遊びを始めた時にそれが崩れたりしないかなど、安全面からスタッフが介入する必要もある。さらに自分の生活する空間に対して一つの保育室だけで生活が完結することではなく、保育室の周りの廊下やバルコニーなどの半屋外の空間も自分たちの領域として

遊びの中で使用していた。ここから、4歳児の保育室を考える際には保育室からその周りの空間へアプローチをしやすいようにする必要がある。壁や家具がその行動を妨げることが無いように配置に注意をはらわなければならない。保育室の壁を天井まで届くようなものではなく、パーティションで部屋と廊

下を区切るのであれば、保育室とその周りの空間的な一体感を損なうことはないと考えられる。

- ・5歳児においては登園してから一定時間保育室で過ごし、その後屋外での遊びへ移行するという行動が共通している。このことから保育室内において制作などの遊びができるように机や椅子を設置する必要がある。さらに屋外へのアプローチをしやすいように、1階部分に保育室がなければ階段や滑り台を保育室の近くに配置する必要もある。しかしその1通りのアプローチの仕方だけではなく、3歳児や4歳児の保育室をのぞきながら、あるいは保育室に入りながら屋外にアプローチする方法も導入すると異年齢間での交流が起こる可能性を高める。

4) 保育施設における安全に関する意識調査においては、子どもを持っていない人、子どもを持つ親、保育施設のスタッフの別に、危険を子どもたちが自ら体得するために小さな事故を起こすことについて、どのように考えられているのかが明らかになった。

- ・子どもを持っていない人は、子どもが危険を体得するためにある程度の危険は許容できるが、園の選定基準の上位に安全性を選択する人が過半数を占めた。このことから安全に関する意識は高いものの、あまりに子どもを保護しすぎるのは良くないという考えを持っていることがわかる。
- ・子どもを持っていない人については、保育所や幼稚園に対してどの程度の知識を持っているのかについても調査を行なったところ、幼稚園と保育所の管轄省庁の違いや制度の違いについての理解度は低いことがわかった。このことから、子どもを取り巻く環境が多様化し、幼稚園と保育所という二元的なものですらなくなってきたいる保育施設に関して、子どもと直接関係のない人々の関心は低いといえる。
- ・子どもを持つ親は、子どもが小さな事故により危険を体得していくという考え方に対して賛成の意見を述べる親が多かった。普段からケガをする子どもを目にしているせいもあってか、骨折や脱臼というケガをしない限りは、なにかケガをしても特に環境面の対策は講じないという結果が出た。このようにケガをすることに対しては、否定的な見方はしていない

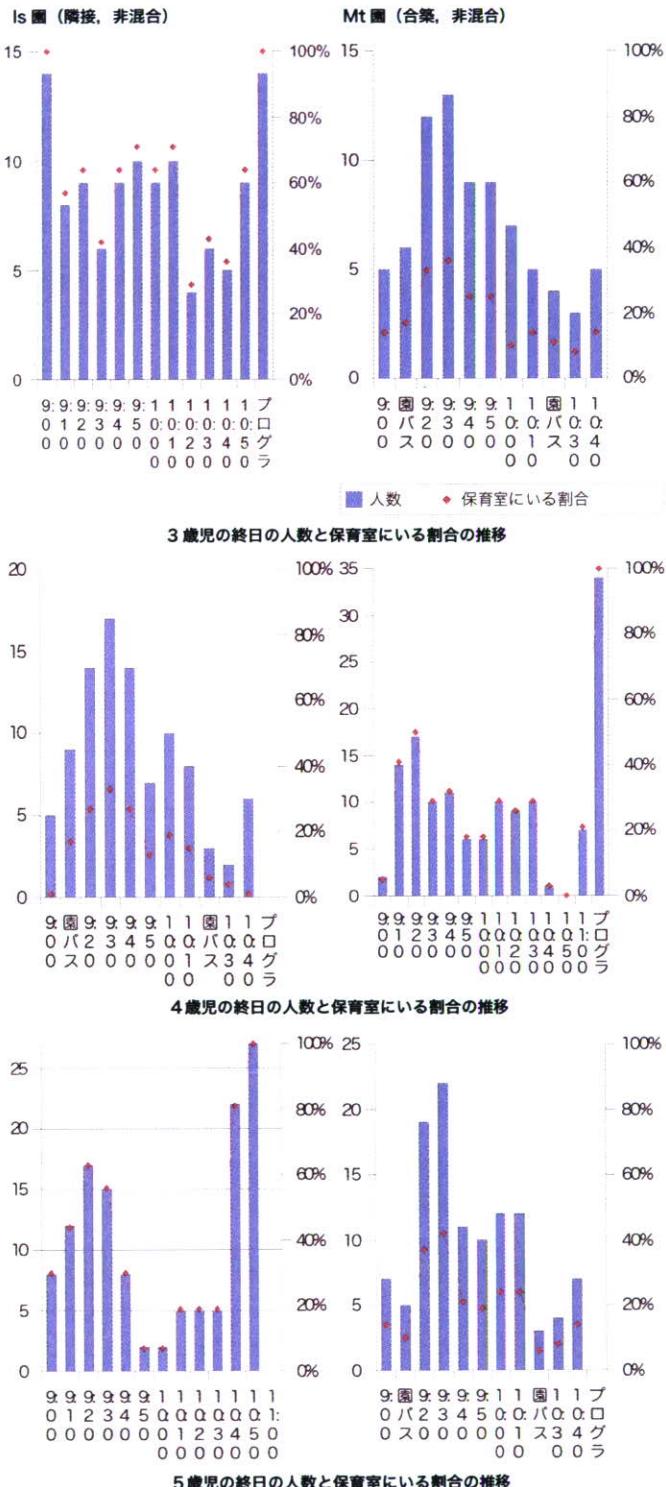


図31 園児の年齢別にみた、終日の人数と保育室にいる割合の推移

いことがわかった。スタッフは安全に関して、親の意見や園としての方針に従うという意見が見られた。また、環境面の整備で危険箇所をすべて取り除くのではなく、そのような箇所をスタッフが把握した上で子どもに注意を促したり、そのような箇所の近くに必ずスタッフをつけたりと人的なソフトの面から対処している。

K. 【分担研究番号9】保育施設のトイレに関する環境行動研究

K. 1 研究の概要

トイレは、子どもが学習や遊びなどをしながら、一日の大半を過ごす保育施設において必ず必要とされる環境である。本稿は、保育施設におけるトイレ空間が子どもの自立的な行動を促す場であり、その有効な設置手法は子どもの自立を助けるという視座に立って、トイレ空間やその周辺での遊びや移動などの子どもの行動を把握することを目的とする。この目的のもと、ある幼保一体型施設において、終日観察調査をもとに、園生活におけるトイレ環境の位置づけ、一日の保育プログラムのなかでの排泄行為の位置づけ、そしてトイレとその周辺での排泄・遊び・交流・移動行動、などについて整理した。

	幼稚園		保育園
7:30~9:00	預かり保育	7:30~9:00	預かり保育
8:40~	登園 コーナー活動	8:40~	登園 コーナー活動
11:00~	あつまり コース グループ年齢 全体で先生と一緒に活動	11:00~	あつまり コース グループ年齢 全体で先生と一緒に活動
11:30~	ランチタイム	11:30~	ランチタイム
12:15~	午後の活動・休息	12:30~	午睡
14:00~	降園	15:00~	おやつ・午後の活動

図32 1日の生活プログラム

K. 2 研究で得られた知見の概要

1) 園児の一日の行動は、保育施設ごとの教育方針や生活指針に基づく時間割にそって行われるものであり、トイレに行くという行為はこの時間割のなかで行われる。そこで、時間割や園での生活に沿って、子どもがトイレに行く時間帯とトイレに行く行動の様態を観察し、園生活と子どもにとってのトイレ空間の位置づけを概観した。保育プログラムの時間帯で見ると、トイレに行くタイミングは、保育プログラム「あつまり」とランチタイムという一斉保育、集団活動が行われるときである。つまり、コーナー活動等と行った自由保育と違い、トイレに行く行動は保育プログラムに規制されており、排泄欲求のリズムとは別に、「トイレに行く」という意識を保育プログラムが形成している面がある。

2) 保育施設のトイレは、家庭のトイレとは異なる。保育施設のトイレでの子どもたちの行動と、その行動にトイレ環境がどのように影響しているのかを観察した。結果として、排泄行為とは別の行動や、他の空間で行われていた遊びの介入などの遊びの行動が、排泄に来る子ども達の一連の行動様態の中にしばしば含まれていた。保育施設においては、トイレも子どもたちの遊びの場となっている。

3) 排泄行為を含む一連の行動や、排泄以外を目的としたトイレ空間利用に目を向け、子どもたちがトイレ空間をいかに認識しているかを調べた。観察調査では、実際に観察された、おしゃべり、手をつなぐ、けんか、他の子どもにちょっとかいをだす、トイレを走り抜ける、などの行為や、男女の性別をこえた遊びが見られた。これらの観察された場面から、子どもにとってのトイレ空間は、長く滞留できるコミュニケーションの場、人の目から離れた場所に位置し基地的要素をもつ場所、他の子ども達の行動を観察しながら遊べる場所、遊戯室・保育室など他の場所で起きた遊びを継続できる場所などとして捉えられていると考えられる。

iii. 関連研究（海外事例との比較検討、認定こども園の導入にあたって）

L 【分担研究番号10】幼稚園利用者の認定こども園導入への賛否意識とその要因に関する研究

L. 1 研究の概要

幼保の一体化的運営や、認定こども園の導入によって、共働き支援、集団経験の保障、平等な教育・保育機会

の保障が期待されている。しかし現状として、待機児童問題の解消や就労支援としての位置づけが強く認識され、社会的な保育支援を積極的に利用していない幼稚園利用世帯にとっては不安もある。そこで本研究では、共働き世帯と非共働き世帯の混在が顕著な大都市圏郊外部の住宅地である東京都・多摩市の幼稚園利用者を対象として、認定こども園導入についての意識と賛否の要因を明らかにすることを目的とした。研究の手法はアンケート調査により、認定こども園導入への賛否意識と、その理由を把握し、今後の男女共同参画社会と社会での子育て支援態勢の構築を見据えて世帯の共働き就労経験や就労意欲の有無や預かり保育の利用状況との賛否意識とその理由との関係を分析した。

L. 2 研究で得られた知見の概要

本稿で得られた知見を、以下にまとめる。

- 1) 認定こども園導入については、「積極的に導入してほしい」または「どちらかというとそう思う」が計72%を占め、多くの保護者が賛同している（図33）。

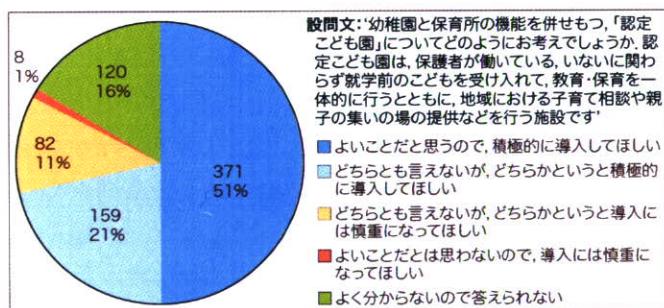


図33 認定こども園導入への評価

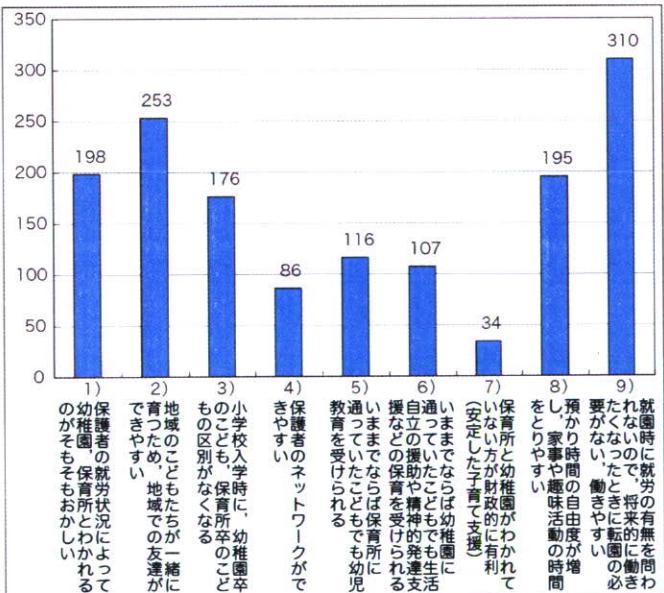


図34 「導入してほしい」理由 (複数選択可)

33)。

2) 一方、12%の世帯が「導入には慎重になってほしい」、18%の世帯が「よくわからない」と回答しており、認定こども園の導入に際しては、不安点や不満点に十分配慮した導入計画と丁寧な保護者説明が求められると言える。

3) 導入に賛成する理由としては、①(将来的な)共働き就労を前提として、一時休職を含む働き方の変化に対応できること、②保護者の就労状況によらず子どもの発達環境を物理的(施設転園の必要がない)・人的(なじみの関係の継続・地域の友達集団の形成・子どもの区別がない)に保障できること、③家事や趣味活動等、就労以外の理由でも預かり保育の時間・期間(受け入れ年齢)の自由度が増すことが評価されている(図34)。

4) 導入に賛成できない理由としては、保護者の就労状況による子育てへの意識差がストレスになるのではないかといった保護者が与えたいと考える教育環境の保障への懸念[1), 5)]や保護者間の関係への懸念[2)], 保護者とスタッフとの関係への懸念[4)]に集約される。なお、認定こども園導入によってプログラムや人的環境が損なわれることへの懸念はさほど強くなく、またこどもたち同士の交流関係にも不安はほとんどない(図35)。

5) 回答世帯のうち、63.2%は将来的な共働きを見込

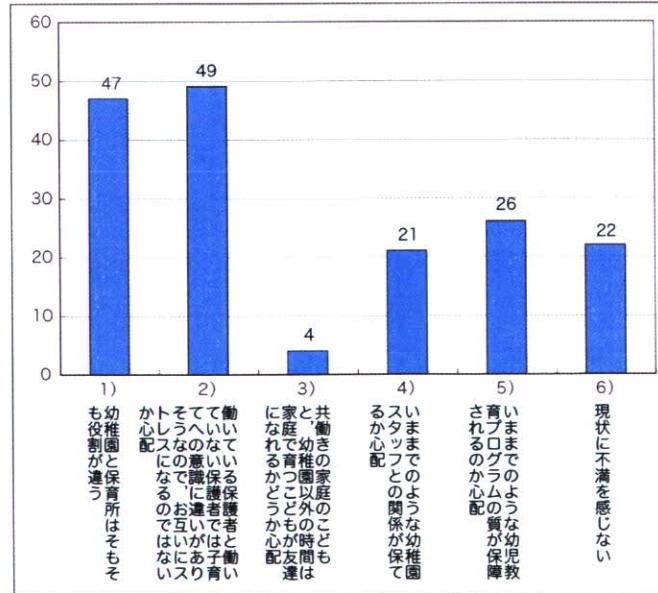


図35 「導入には慎重になってほしい」理由 (複数選択可)

んでおり、調査対象世帯の就労意欲は高いと言える。

6) [共働き] 世帯では、認定こども園への関心が他の類型よりも高く、また現在共働きでない世帯よりも積極的な導入を望む考えである。逆に、就労経験・今後の就労意欲がない世帯では、導入賛同世帯の割合が低く、認定こども園をよく知らない世帯の割合が高い。なお、積極的な導入を望む程度は、「導入には慎重になってほしい」とする世帯との比率ではなく、むしろ認定こども園への関心の高さによっている(図36)。

7) 認定こども園の導入に賛同する理由と就労意識の関係では、今後の就労意欲の有無が理由として選択する項目に影響しており、就労意欲がある世帯では、「転園の必要がない」を多く選択している。一方、[専業] 世帯では、地域での子育て・子育ちにおいて子どもの友達関係の形成をより重視している(図37)。



図36 世帯の就労意識と認定こども園への意識の関係（左：実数、右：割合）

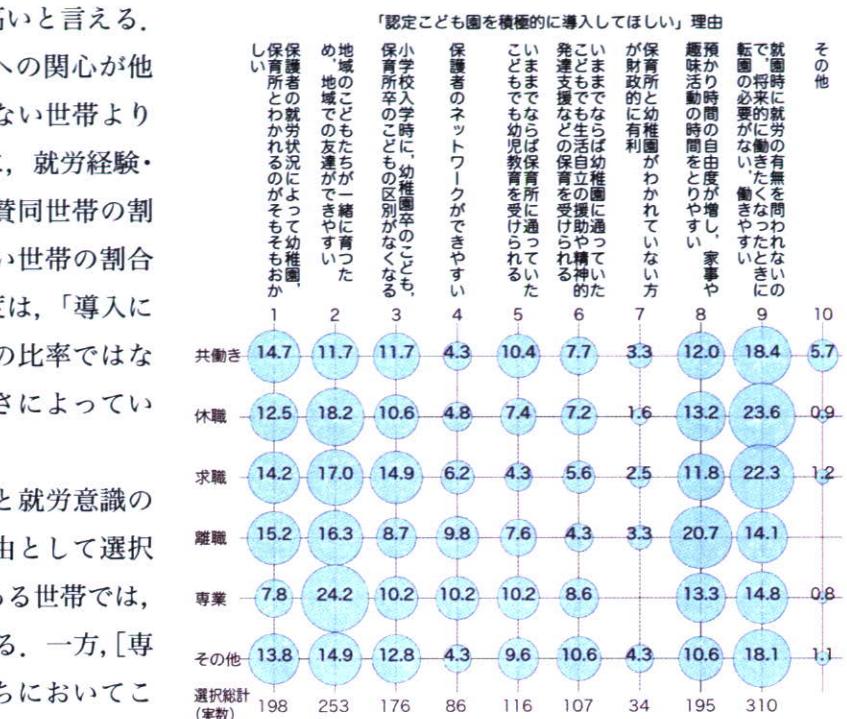


図37 「認定こども園を積極的に導入してほしい」理由と、就労意識の関係（割合表示。ex. [共働き] 世帯のうち、理由1を導入の理由としてチェックした世帯の割合）

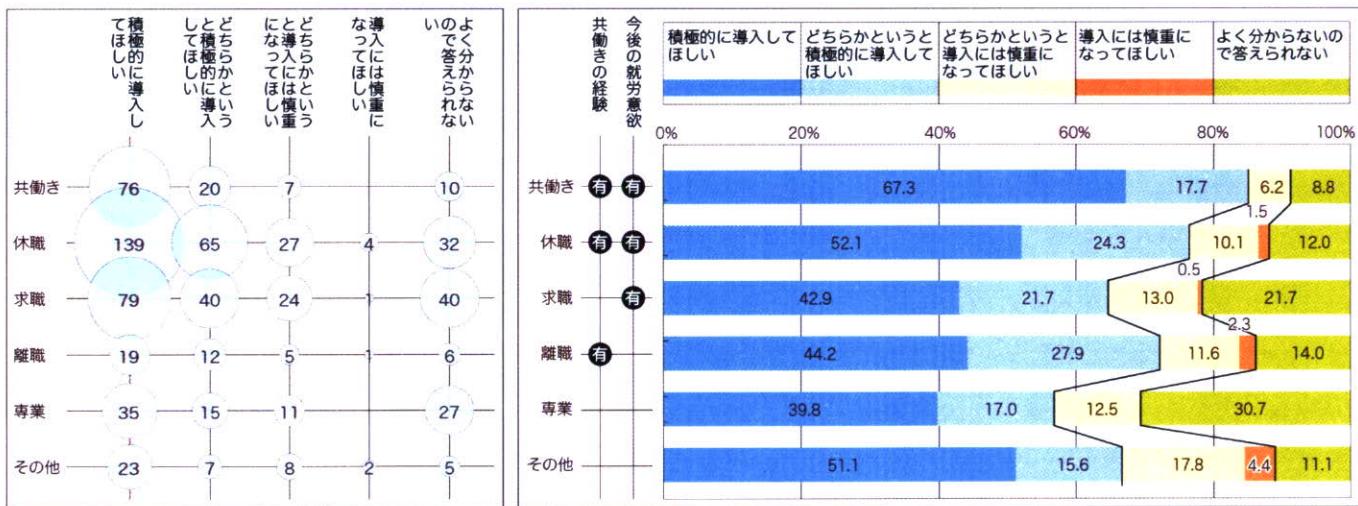


図36 世帯の就労意識と認定こども園への意識の関係（左：実数、右：割合）

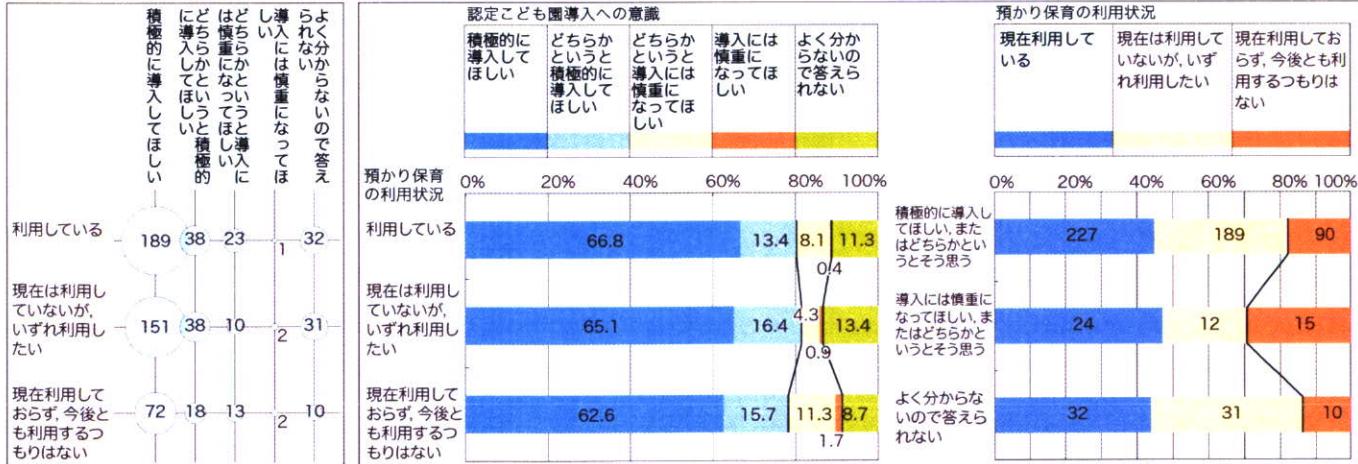


図38 認定こども園導入への意識と預かり保育の利用状況の関係（左：実数、右：割合）

- 8) 全体の約半数の世帯が預かり保育を利用している。「現在利用している」「現在は利用していないがいずれ利用したい」は合計 81.7%で、利用頻度は異なるが、預かり保育へのニーズは高い。
- 9) 預かり保育の利用状況と認定こども園導入への賛否意識の関係を見ると、預かり保育の利用状況の別は、認定こども園導入への意識にほとんど影響しておらず、主に預かり保育の充実のためという図式では認定こども園導入の賛否が評価されていないといえる（図 38）。

M. 【分担研究番号 11】ノルウェー・スウェーデンにおける保育施設現況

M. 1 研究の概要

幼稚園と保育所（半日保育と全日保育）が一元化されたノルウェーとスウェーデンの就学前保育施設において、室や家具の面積および寸法の実測調査を行った。また、スウェーデンの 1 施設において、子どもの活動内容・場所・活動規模に着目した終日観察調査を行った。これらの調査の結果、両国の保育施設では、午睡室やクワイエットルームなどの専用室が設けられており、一人あたりの保育施設面積が日本における基準面積よりも広いことがわかった。また、十分な面積やコーナーが設えられていることや保育者の人員配置等を背景として、施設内での子どもたちの居場所には「一人」でいる場所も多いことがわかった。さらに、スウェーデンの就学前保育施設は、1996 年に社会省から教育省へ移管され、それに伴って施設自体の意味が変化している問題点等が明らかとなつた。

M. 2 研究で得られた知見の概要

この研究で得られた知見の概要は以下の通りである。

- ノルウェーの就学前保育施設は、「バーネハーゲ」（Barnehage）と呼ばれ、1～5歳児の乳幼児を対象としている。ノルウェーでは、1月から12月に満6歳となる児童が、同年の8月中旬から始まる新学期に入学する。管轄は「子ども・家族省」で、バーネハーゲは、フルタイムもしくはパートタイムの施設であり、ファミリー・デイケア施設もこの中に含まれる。一定の保育施設に席をもつてない子ども

などが、親やそのほかの人と一緒に自由に訪れることができる「オープン保育施設」（open banehage）と呼ばれる施設もこの中に含まれる。

- スウェーデンでは、1836 年に慈善家や教会によって幼稚学校が開かれた。その後、1930 年代には日本の幼稚園のような半日保育施設が誕生し、70 年代に、別々となっていた半日保育と全日保育が Förskola として一元化され、6 歳児保育の無料化、保育指針が作成されることで、現在の保育施設整備の礎が築かれた（表 9）。4, 5 歳児の保育料は無料であり、全国の 96% こどもが登録されている。一方、保育が保障され始める 1 歳児から 3 歳児の登録者は、育児休暇の普及によって 4, 5 歳児よりも少ないが、2005 年時点では 75% である。
- ノルウェー、スウェーデン 2 カ国の保育施設と日本の保育施設の大きな相違は、以下の通りである。
 ①施設の収容人数が少ない、②ダイニングルーム、午睡室、クワイエットルーム、アトリエ（美術室）、などの専用室がある（表 10）、③園児ひとりあたりの面積が広い、密度が低い（調査対象施設の事例では、12.5 m², 12.3 m², 11.84 m²）、④0～2 歳児と 3～5 歳児に別れた縦割り保育（クラス）である、⑤ワークシェアリングなどの社会システムや就労環境の差異に起因して就労時間が短く、保育施設の運営時間が短い。これらを踏まえると、収容施設ではなく、生活環境としての保育施設の質の検証と制度整備が必要であると言える。
- スウェーデンのあるフォーシュコーラでの行動観察調査の結果を日本との類似と差異で説明すると、主に以下の点が特徴的であった。①昼食や午睡など

表9 スウェーデンにおける保育施設環境の主な変遷

1836 年	私立幼稚学校が開設される。
1854 年	全日保育の前身、「クレッシュ」が開設される。
1904 年	母親が就労していても入れる公立幼稚園が開設される。
1930 年代	半日保育施設が開設される。
1975 年	半日保育と全日保育が「フォーシュコーラ」として統合される。
1970 年代後半	保育施設が最も多く設置された。
1996 年	就学前保育施設と学校に行く子どものケアは、社会省から教育省に移管された。
1998 年	6 歳児用の「フォーシュコレクラス」が学校に設置され、義務教育システムに組み込まれた。

のプログラムは一斉活動であり、日本と同様である。②園児数に対して日本よりも複数で多様な室や設えが用意されていることや密度が低いことと関連して、屋内外ともに一人で過ごしている子どもが多い（表10、図39）。個々の生活ペースを重視したとき、集団で集まる場とともにこうしたひとりで過ごせる場所を確保することが重要であると考える。

5) スウェーデンでは、1990年代に社会システムが大きく変化し、1996年に就学前保育施設の管轄が社会省から教育省に移管された。この移管によって、就学前保育施設は、「保育」の場よりも「教育」の場としての位置づけがより認識されるようになり、一人一人の生活と発達の見守りと支援の役割が後退し、いかに教育し知識を教えるかが議論されるようになった。従来を知る保育関係者はこの状況に危惧を感じている。

表10 パーブローテンゴーシュコーラ（スウェーデン）
内のエリア：保育室・遊戯室・園庭の設え等（図39 の
エリア番号に対応）

1: 午睡室	17-3: 円絨毯
2: 廊下	17-4: 17他室内
3: トイレ	18-1: ダイニングテーブル
4: 手洗い（トイレ前室）	18-2: スポンジソファー
5: 棚	18-3: ダイニングテーブル
6: エントランス	18-4: ダイニングテーブル
7: 保育室 7	19: 保育室 19
8-1: ダイニングテーブル	20: テッキ（半屋外）
8-2: 遊具棚	21: テーブル
8-3: 本とソファー	22: 屋根付き遊具
8-4: 8 室内その他	23: コンクリート水流し場
9-1: ダイニングテーブル	24: 砂場
9-2: 円絨毯	25: 砂場
9-3: 9 室内その他	26: 屋根付き遊具
10-1: ダイニングテーブル	27: 廃棄タイヤ
10-2: ブロック	28: 屋根付き巨大遊具
10-3: レゴブロック	29: 物置
10-4: 10 室内その他	30: 砂場
11-1: アトリエ	31: 屋根付き遊具
11-2: アトリエ	32: シーソー
13: トイレ	33: シーソー
14: ロッカー・ソファー	34: 切り株椅子
15: 保育室 15	35: 屋根付き遊具
16: 浴浴他	36: 物置
17-1: 遊具棚 17	37: スロープ
17-2: ソファー	38: その他屋外

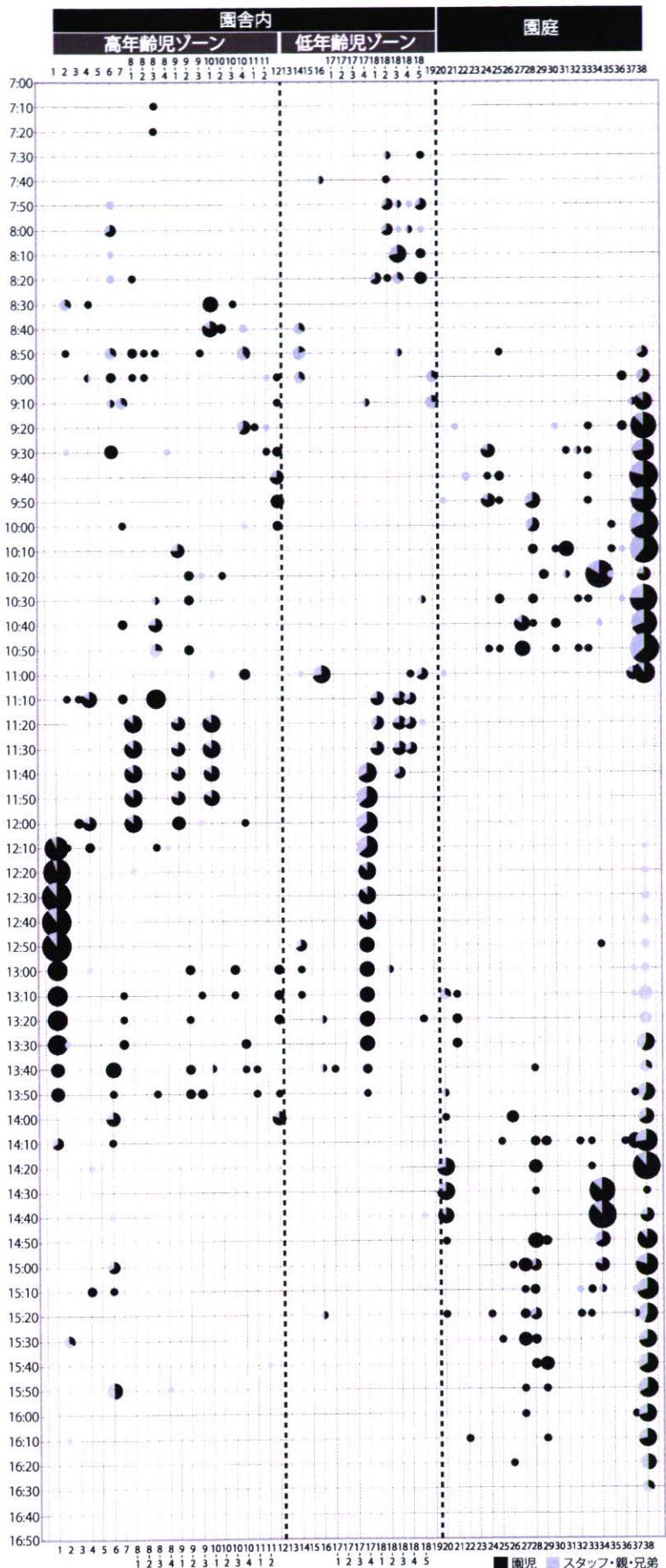


図39 パーブローテンゴーシュコーラにおける場所人数の時間変化

N. 総括

以上を受け、建築計画的視点からみた幼保一体型施設の計画における知見の要点は、以下のように整理できる。

N. 1 幼保一体型施設のあり方について

＜全体像＞

- 1) 幼保一体型施設の有り様は、運営様態（移行型／混合型／非混合型）に多分に影響される。
- 2) 一体化の経緯としては幼稚園先行型、幼保合流型が多い。この一体化の経緯は運営様態と連動しており、幼保相互の関係に影響する。
- 3) 保育所定員割合は、運営形態、一体化の経緯ごとに顕著に異なり、幼保一体型施設の特徴は、保育所定員割合＝施設の全体像に対する保育所的機能の割合、によって説明できる。
- 4) 幼保一体型施設では、朝・夕の延長保育利用の有無によって子どもの園滞在時間が様々であるため、幼稚園児（短時間児）の登園と帰宅の時間に合致して、保育時間帯の変わり目で園児数が大きく変化することが特徴的である。
- 5) 幼保の混合保育には様々なパターンがある。幼保一体型施設の計画に際しては、運営のパターンと想定する混合保育の実施様態を見越した計画が必要となる。

＜幼・保の交流＞

- 1) 運営の仕組みとして幼稚園児（短期間児・短時間児）と保育園児（長期間児・長時間児）と一緒に処遇しなければ、幼保が一体化していても連携は起きにくく、幼・保の区分が0～2, 3～5歳という年齢区分と一致する移行型では幼保の日常的な交流は起こりにくい。
- 2) 異年齢交流が活発であると、特に低年齢児の活動量が増え、より多く活動場面を体験する。また、延長保育時等での異年齢交流は、短期間児の園へのなじみを促進する。
- 3) 所室配置などの建築空間の有り様は、園児の活動領域形成や、幼・保及び異年齢の交流の様子に影響する。自力での移動可能距離が比較的短い0～2歳

児室から異年齢が混じって遊ぶ空間に出やすい事例では、こうした場所での異年齢交流が起こる。一方、園庭・園舎内ともに保育所と幼稚園の活動場所が分けられている事例では、調査日には幼保がそれぞれの領域で活動が完結しており、幼保の交流は少ない。反面、この場合はそれが個々のペースで闊達に活動でき、低年齢児・高年齢児それぞれが安定した環境を保持しうる。

＜活動場所の移動＞

- 1) 時間によって園児数の差が大きいため、園児の活動場所は時間帯によって変わる。
- 2) 活動場所の移動回数は、延長保育時間帯内での園児数の増減が大きいとき、施設全体の総クラス数が多いとき、年齢別のクラス数が多いとき、午睡があるとき、延長保育室がないときに、そうでない場合に比べて多い。活動場所の移動は、園児の生活にメリハリを与える一方、移動が多すぎたり移動の間隔が短いと、園児の遊びの連續性が損なわれる（いろいろな玩具を出せない、遊び込めない、遊びのきっかけを見つけるまでに時間がかかるなど）。
- 3) 園児数が減っていくのに合わせて段階的に活動場所を集約する手法は、空間に対する園児の密度をコントロールし、にぎわいを保つには有効である。
- 4) 活動場所と場所の移動時刻は、場所の移動回数が多くなりすぎないよう、園児の生活を細分しないように設定する。なお、移動回数が少なく1つの場所での活動時間が長い場合には、特に長時間児において生活が単調にならないよう、設えや活動の設定に工夫が必要である。

N. 2 幼保一体型施設における空間や空間構成のあり方について

＜職員に関する空間と空間構成＞

- 1) 幼保別々か、一緒かによって職員間の情報共有のあり方や子どもの活動場所との関係が変わる。また、見守りのしやすさによって、子どもの活動場所が影響を受ける。職員室の配置は、送迎時の保護者とのコミュニケーションのあり方にも影響する。これらを踏まえて、職員室の置き方を決定する。

- 2) ローテーション方式による多様な出退時間や職員の身分や資格、勤務形態への配慮が必要である。
- 3) 送迎時の子どもの引き渡し場所等に、掲示スペースやたまりの空間など、保護者とのコミュニケーションを引き出すための仕掛けがあることが望ましい。

＜保護者に関する空間と空間構成＞

- 1) 送迎時の子どもの引き渡し場所の周辺にたまり空間を設けるなど、送迎時刻が重なる保護者同士でのコミュニケーションの場を確保することが望ましい。また、こうした場を確保することで、保護者が園に滞在しやすくなる。また、降園後の幼稚園児・短時間児とその保護者に園庭を開放することも有効である。
- 2) 幼稚園児・短時間児の降園時間と保育園児・長時間児の午睡や活動の時間が重なるため、午睡の場となる室や活動の場と、送迎スペースや園庭、園庭の設えとの関係には配慮が必要である。
- 3) 送迎時刻が異なる短／長時間児の保護者同士の交流の仕掛けがあることが望ましい。例えば、短時間児の降園後の生活の様子や、延長保育時の生活の様子を互いの保護者が知る機会となるような掲示コーナーなどが挙げられる。
- 4) 職員室等の職員の滞在場所と、送迎時の動線を考え、声をかけたり姿を見たりしやすい空間構成やたまり空間の配置、職員との意見交換や情報共有のための仕掛けなどによって、職員とのコミュニケーションの場が確保されることが望ましい。

＜園児に関する空間と空間構成：短／長時間児の混在に関する空間と空間構成：生活の場としてのあり方に関連して＞

- 1) 長時間児が静かに午睡でき、また短時間児は降園までの時間に充実した活動ができるよう、長時間児の午睡場所と、短時間児の活動場所の配置に配慮する。短時間児降園後の園庭開放を行う場合は、園庭や園庭の設えとの位置関係にも配慮する（園庭の設えには、大人数が大きな声を出して遊ぶものも、少人数が静かに遊ぶものもある）。短時間児の活動の設定も関連し、例えば分離後降園までの時間は静かに読書する時間とし、短時間児が読書に没頭できるよう、面積や設えに配慮した読書スペースを設けるな

どの手法もある。

- 2) 幼稚園児・短時間児はコアタイムの前後の時間帯に集中して登園・降園するため、保護者への引き渡し場所、短時間児がお迎えを待つ場所や、園庭開放をする場合には園庭から離れた場所など長時間児の安定した午睡場所を確保できる空間構成及び活動場所の設定が望ましい。

＜園児に関する空間と空間構成：延長保育時の活動場所に関する空間と空間構成：生活の場としてのあり方に関連して＞

- 1) 延長保育の実施場所は見守りや人員配置、活動の保障などで決まる。低年齢児の生活と安全を守るなどの理由で、延長保育室、1・2・4歳児室が選ばれることが多い（年長児の保育室には小さい玩具やはさみ・鉛筆などの、年少児には危険を伴う玩具も多いため、低年齢児の人数に対して充分な職員が確保できない場合には延長保育室として使いにくい）。なお、3～5歳児の延長保育に対するために延長保育室が設置される傾向がある。
 - 2) 延長保育の場所の設定は延長保育の利用人数によって適切な方が異なり、人数が少ない場合には異年齢交流や多様な遊びが展開しやすい一方、人数が多い場合は0～2歳児と3～5歳児で部屋を分ける方が安全で落ち着いた環境を提供できる側面もある。
 - 3) 延長保育の設定方法によっては0～5歳児が混在するため、危険回避への配慮、幅広い発達段階の活動の保障、便所などの水回りの寸法または便所の配置等に配慮が必要である。
- #### ＜園児に関する空間と空間構成：生活の場としてのあり方に関連して＞
- 1) 食事・おやつの場所と就寝の場所が別に確保されることで、生活リズムや活動場所が一斉的にならず、園児個々のペースでの生活・活動が保障される。
 - 2) 保育室から外へ活動が展開するよう、保育室周りの空間のあり方に配慮する。また、排泄空間、排泄空間と保育室等の活動場所との関係に配慮する。
 - 3) 低い設えは多様な姿勢を誘発する。逆に、椅子座の設えでは姿勢が一様になりやすい。
 - 4) 遊び場所と遊び内容を指示される設定保育では、

姿勢の指示がない場合でも園児の姿勢は一様になる。一方自由遊びの場合、園児は思い思いの姿勢を取る。またコアタイム中には、設定保育が多いため、園児の姿勢や活動はクラス全体で一様である。一方、延長時間ではそれぞれの園児が様々な場所で活動を行っており、園児の姿勢は多様である。年齢があがると、コアタイム中の設定保育が減り、多様な姿勢が見られる自由保育の時間が増す。保育時間帯と自由／設定保育の別に着目して園児の姿勢をみると、「延長の自由時間>コアタイムの自由時間>日課時間」の順に低い姿勢が多い。低い姿勢は、よりくつろいだ姿勢といえ、延長時間の小規模な人数での自由な活動と対応している。多様な活動が見込まれる時間帯・年齢段階（に使用される室）においては、低い設えを複数の場所に用いることで、園児のくつろいだ居方を引き出すことができる。

5) 園児のなじみは、認識しやすい環境（広さ、コーナー設定、活動範囲、活動規模、活動の手順や手段・用具・道具と連動した環境設定）によって助けられる。建築計画上の留意点としては、こうした環境設定を容易にするような動線の計画や、壁面・窓面・水回り・作業スペースの配置等の空間設計が求められる。

6) 北欧2カ国の保育施設に比べて、日本の保育施設は施設収容人数が多く、活動に対応した専用室が少なく、園児ひとりあたりの面積が狭い。また、年齢別保育が一般的である。これらを踏まえ生活環境としての保育施設の質の検証と制度整備が必要であると言える。

7) 個々の生活ペースや興味関心を重視すると、集団で集まれる場とともにひとりで過ごせる場所を確保することが重要であると考える。このためには、複数の室や設えを設け、人数規模と活動密度を抑えることが有効であると思われる。

＜園児に関する空間と空間構成：子どもの行動特性や設えに関連して＞

1) 園児の分布には、以下のような特徴がある。①一斉活動は保育室の中央もしくはコーナーの間の広めのスペースで行なわれる。②生活行為は長時間の固定分布を示すものとその隙間に分散するものとの2

種類がある。③自由遊びでは、3歳児は部屋の全体に分散して遊び、5歳児は空間の端に寄って遊ぶ。また4歳児にはその両方が混在した分布を示す。

2) 設えられた空間（コーナー）と実際に使われた空間（活動範囲）の間にはずれが生じている。設定されたコーナーの大きさは想定された遊びの必要面積をほぼ充足していたが、活動がコーナーからはみ出したり、コーナーの外で展開する事例もみられた。コーナーづくりには単純な面積だけでなく、子どもは家具とのつかず離れずな距離感を保って活動していることを考慮する必要がある。

3) こどもは、畳2畳分くらいまでの空間の中で6人前後の集団で活動していた。さらに遊びによってはもっと小さな空間が好まれる。

4) 様々な場所で展開する遊びとそうでない遊び、特定の遊びにしばられる設え型とそうでない型がある。これらはその遊びや空間の型のもつ特性を表わしており、遊びの種類と空間の型、そして規模の組み合わせを総合的に吟味してコーナーの設え方を決めていくことが求められる。

5) 提案生活具の高低差・面積と生起する行為と姿勢には、以下のような関係がある。①高低差 250mm：腰をかける。500mm：飛び降りる、立つ。750mm：触る。1,000mm：腰をかける、触る。②面積 250 × 250mm：腰をかける、またがる。500 × 500mm：あぐら、四つん這い、正座などのやや面積が必要な姿勢。

6) 用途が限定されていないシンプルな形状の提案生活具は、使い方も組み合わせも自由である。このため、腰掛ける・ものを置く・上に立つなどの、同じ寸法の日常生活具では起きない多様な行為が生じた。子どもの想像力や好奇心をかき立てるとともに、保育場面に合わせた様々な使い方ができるため、保育時間帯によって利用する園児の年齢や活動が異なる空間の設えとして有用である。

N. 3 認定こども園の導入にあたって

1) 幼稚園利用世帯の場合、認定こども園導入には7割の世帯が賛同する一方、導入を歓迎しない世帯や認定こども園を理解していない世帯もある。積極的

な導入を望む程度は、「導入には慎重になってほしい」とする世帯との比率ではなく、むしろ認定こども園への関心の高さによっている。このため認定こども園の導入に際しては、不安点や不満点に十分配慮した導入計画と丁寧な保護者説明が求められる。

2) 導入に賛成する理由としては、①(将来的な)共働き就労を前提として、一時休職を含む働き方の変化に対応できること、②保護者の就労状況によらず子どもの発達環境を物理的(施設転園の必要がない)・人的(なじみの関係の継続・地域の友達集団の形成・子どもの区別がない)に保障できること、③家事や趣味活動等、就労以外の理由でも預かり保育の時間・受け入れ年齢の自由度が増すことが評価されている。なお、幼稚園利用世帯であっても、預かり保育の充実は認定こども園導入の主たる要因ではない。

3) 導入に賛成できない理由としては、保護者が与えたいと考える教育環境の保障や保護者間の関係、保護者とスタッフとの関係への懸念に集約される。なお、認定こども園導入によってプログラムや人的環境が損なわれることへの懸念はさほど強くなく、また子どもたち同士の交流関係にも不安はほとんどない。

化施設、幼保一元化施設、認定こども園(旧総合施設)を合わせて幼保一体型施設と呼称し、これらを総じて取り上げる。幼保一体化施設：現行の幼稚園・保育所それぞれの制度に則り、施設の共用化などの幼保の連携の中で両施設を運営するもの、幼保一元化施設：現行の2制度の枠を撤廃し、保育所と幼稚園の機能を運営、財務などについて完全に統合し、運営されるもの、認定こども園：就学前のこどもに幼児教育・保育を提供し、かつ地域における子育て支援機能を有する。法律上も所轄もすべて一本化された都道府県の条例によって認可される。ただし、認定こども園の認可を受けても、幼稚園と保育所それぞれの位置づけは保持される。

O. 研究発表

O. 1 論文発表

本研究の成果は、一部が査読論文3編、雑誌掲載1件として刊行されている。また平成20(2008)年3月末現在、6編の論文を査読論文集に投稿準備中である(分担研究番号4, 5, 6, 10, 11 各1~2編)。

O. 2 学会発表

本研究の成果の一部は、3件が日本建築学会大会において発表されている。また、今後日本建築学会、人間環境学会等、こども環境学会等での成果発表も予定されている(分担研究番号4, 5, 6, 7, 11 各1~2件)。

注

注1) 本稿では、従来の幼稚園機能と保育所機能が一体的に運営されることで生じる諸事象について総合的に捉えるため、幼保一体

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

(既刊行物のみ、査読中、投稿準備中の成果を含まず)

成果刊行物 番号 (IV : 刊行物と対応)	発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
1	樋沼綾子（首都大学東京大学院）・山田あすか・上野淳	幼保一体型施設の運営実態からみた建築計画に関する研究	日本建築学会大会梗概集	E-1 分冊	pp.101-102	2006
2	山田あすか（立命館大学）、樋沼綾子、上野淳	幼保一体型施設の現況に関する報告及び考察	日本建築学会技術報告集（査読論文）	第 24 号	pp.307-412	2006
3	山田あすか（立命館大学）、佐藤栄治、佐藤将之、樋沼綾子	自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告	日本建築学会技術報告集（査読論文）	第 25 号	pp.231-236	2007
4	山田恵美（立命館大学）・樋沼綾子・山田あすか・佐藤将之・佐藤栄治	先駆的自治体における幼保一体化に関する諸状況 自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告その1	日本建築学会大会梗概集	E-1 分冊	pp.155-156	2007
5	樋沼綾子（首都大学東京大学院）・山田恵美・山田あすか・佐藤将之・佐藤栄治	旗艦施設における運営実態と施設計画上の配慮点 自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告その2	日本建築学会大会梗概集	E-1 分冊	pp.157-158	2007
6	山田あすか（立命館大学）、佐藤栄治、佐藤将之、樋沼綾子	幼保一体型施設における運営様態、混合保育、活動場所の変遷に関する研究	日本建築学会計画系論文集（査読論文）	No.625		2008
7	「遊育」編集	『全国の幼保一体化施設約350園の現況や課題を調査』	雑誌「遊育」	'07 No.11	pp.22-23	2007

2008年3月末現在、上記一覧の他に、査読論文6編(分担研究番号4, 5, 6, 10, 11 各1~2編)の投稿および、学会発表8件(分担研究番号4, 5, 6, 7, 11 各1~2件)を予定している。

自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告

山田あすか *1 佐藤 栄治 *2
 佐藤 将之 *3 樋沼 綾子 *4

キーワード：
 幼保一体型施設、運営実態、自治体、旗艦施設

Keywords:
 Integrated Facilities within Functions of Nursery School and Day Nursery,
 Management State, Local Governments, Flagship Facilities

A REPORT OF MANAGEMENT STATES OF INTEGRATED FACILITIES WITHIN FUNCTIONS OF NURSERY SCHOOL AND DAY NURSERY

Through Conducting Hearings with the local governments and Flagship Facilities

Asuka YAMADA *1 Eiji SATOH *2
 Masayuki SATOH *3 Ayako HINUMA *4

This paper aims to report on the actual management states of the integrated facilities within functions of nursery school and nursery in various cases. Then, we tried to arrange merits and issues on management of these facilities, and gain foundational knowledge to plan these facilities. For this purpose, firstly we conducted hearings with many local governments and flagship facilities, and observational survey at those facilities. Secondly, we grasped and arranged following points in each local governments and flagship facilities,: 1) the actual management states, 2) the process and background of introducing the integrating, 3) the detail consideration to whole concept of these integrated facilities, 4) merits and issues on managing the integrating.

1. 背景と目的

1.1 社会的背景　近年、従来は「保育に欠ける0～5歳児のための児童福祉施設」と「3～5歳児のための学校教育施設」として異なる管轄・異なる目的のもとで運営されてきた、保育所と幼稚園を一体的に運営する形態が注目されている。1998年には「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」、2003年には「骨太の方針」による総合施設設置の指針を策定された。また2006年10月には認定こども園^{#1)}法が施行され、幼保の一体化は急速に進展している。女性の就労率増加に伴う待機児童問題や少子化への対応として、また保護者の就労状況によらない平等な発達環境の保障などの理由から、幼保を一体的に運営する施設は今後とも増加が見込まれている。

1.2 理論的背景　筆者らは前稿^{#1)}で、全国の幼保一体型施設^{#2)}（2005年9月当時）に対するアンケート調査に基づき、幼保一体化の経緯、運営形態、建築形態に着目して施設の類型化と現況分析を行った。さらに、この分析結果を踏まえて典型事例に対する詳細なヒアリング調査と終日観察調査を行って幼保一体型施設の実際の運営状況を示した。このなかで、幼保一体化運営のあり方が多様であること、また幼保一体型施設の多くにおいて、公立園・私立園とともに、県や市区町村レベルで自治体が一体化推進や条例整備などのバックアップをしていることがわかった。前稿は多様な運営のあり方を十分に網羅していないことや、施設の運営の背景となる自治体の考え方を把握していないことなどが残された課題であった。他方、公的保育制度との関係や保育・教育といったソフト面からの幼保一体型施設の利点や課題、既存制度に対する位置づけについては先行の研究・論説が発表されている^{#2)}。

1.3 本稿の目的　建築計画の視点からは、幼稚園、保育所それぞれの計画指針は示されているものの^{#3)}、幼保の一体的運営による利点を建物や空間構成によって具現化し、また課題点を克服するための幼保一体型施設の計画指針が新たに必要である。そこで本稿では、多様な先駆事例の運営実態や幼保一体化のあり方に関する考え方、その背景となる自治体の考え方や認識を把握し、運営上の問題点・課題点を整理して、今後の幼保一体型施設設計画に際しての基礎的な知見を導出することを目的とする。

2. 調査概要

幼保一体型施設の多様な運営の実際を把握するため、本稿では①：幼保一体化に先進的に取り組んでいる自治体の行政担当者に対するヒアリング調査、②：①で取り上げた各自治体の幼保一体化の取り組みを反映している旗艦施設へのヒアリング調査及び現地調査、によった。また、調査対象の選定や分析・考察にあたっては、前稿で行った全国の幼保一体型施設（2005年9月当時）へのアンケート調査^{#3)}、の結果を参照した。それぞれの調査の概要は以下の通りである。

2.1 調査対象自治体及び旗艦施設の位置づけ　前稿ではアンケート調査に基づき、各園を運営形態^{#4)}・建築形態^{#5)}・一体化の経緯^{#6)}に着目して類型化した。この類型に基づいて現況分析を行った結果、運営形態と一体化の経緯の組み合わせによる類型によって各施設の運営状況をよく説明できることが示された。そこで、運営形態と一体化の経緯の組み合わせによる類型ごとに、各施設から送付された幼保一体化への取り組みについての資料を参照し、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、自治体の幼保一体化の考え方をよく表す施設を調査対象に選定した（図・1）。

* 1 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 讲師・博士（工学）
 （〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1）

* 2 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 客員研究員・博士（工学）
 日本学术振興会特別研究員（PD）

* 3 日本大学生産工学部建築工学科非常勤講師・博士（工学）
 早稲田大学人間科学部教育コーチ

* 4 首都大学東京大学院建築学専攻 博士前期課程

* 1 Lecturer, Department of Architecture and Urban Design, College of Science and Engineering, Ritsumeikan University, Dr.Eng.

* 2 Visiting Scholar, Department of Architecture and Building Engineering, Graduate School of Urban Environmental Sciences, Tokyo Metropolitan University, Dr.Eng.
 Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science

* 3 Part-time lecturer, College of Industrial Technology, Nihon University, Dr.Eng.
 Educational Coach, School of Human Sciences, Waseda University

* 4 Student of Master Course, School of Architecture, Graduate School of Engineering, Tokyo Metropolitan University

2.2 調査概要

①自治体に対するヒアリング調査

1) 調査項目は、自治体圏での幼保一体型施設普及の状況とその背景、今後の予想や自治体の幼保一体化に関する考え方や問題意識の所在、一体型施設の運営指針などである。

2) 調査対象とした自治体は、6市町村、2県である。

②旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査

1) 施設の運営の状況や幼保一体化に際しての利点や課題点などを尋ね、建物のあり方と幼保一体化の運営の対応を調べるヒアリング調査および実地調査を実施した。

2) 本稿で取り上げる旗艦施設は、8自治体の10施設である。

3. 自治体ごとの幼保一体型施設運営状況とその相違

ヒアリング調査の結果を基に、各自治体の幼保一体化導入の経緯や運営の概況、課題点などをまとめた表・1から、各自治体での幼保一体型施設の運営や幼保一体化の推進の概況を整理する。

3.1 幼保一体化推進に際しての手法の相違　自治体による幼保一体化の推進には、1) 公立園の運営による直接的手法と、2) 私立園への政策誘導による間接的手法、がある。前稿のアンケート調査によると、公立園と私立園では幼保一体化の理由が異なる(図・2^{注7)}。具体的には、公立園では「少子化への対応(33/47事例)」と「平等な発達環境の保障(24/47事例)」をあげる割合が私立園よりも多く、逆に私立園では「保育ニーズの増加(11/30事例)」が多い。今回の調査対象自治体では、市区町村ではいずれも公立園の直接運営、埼玉県では主に私立園への政策誘導^{注8)}、秋田県ではその双方の手法で幼保一体化が推進されていた。このため、以下の報告は調査対象自治体によって公立園と私立園での幼保一体化の理由、すなわち一体化の目的が異なることを前提とする。

3.2 幼保一体化の理由と運営形態、一体化の経緯

図・3に、自治体ごとの幼保一体化の理由、運営形態、一体化の経緯の関係を模式的に示した。「保護者の就労によらない平等な発達環境の保障」を一体化の理由にあげた5自治体では、いずれも運営形態として【移行型】か【混合型】を採用しており、保育園児(以下、長時間利用児と同義)と幼稚園児(以下、短時間利用児と同義)をコアタイムにおいて区別なく処遇している(表・2)。また、「平等な発達環境の保障」を一体化の理由としていない台東区と掛川市では【非混合型】を採用し、自由遊びの時間等での混合保育は実施しているものの基本的には保育園児と幼稚園児を分けて処遇している。一体化の理由が運営形態に影響を与えていることが指摘される。

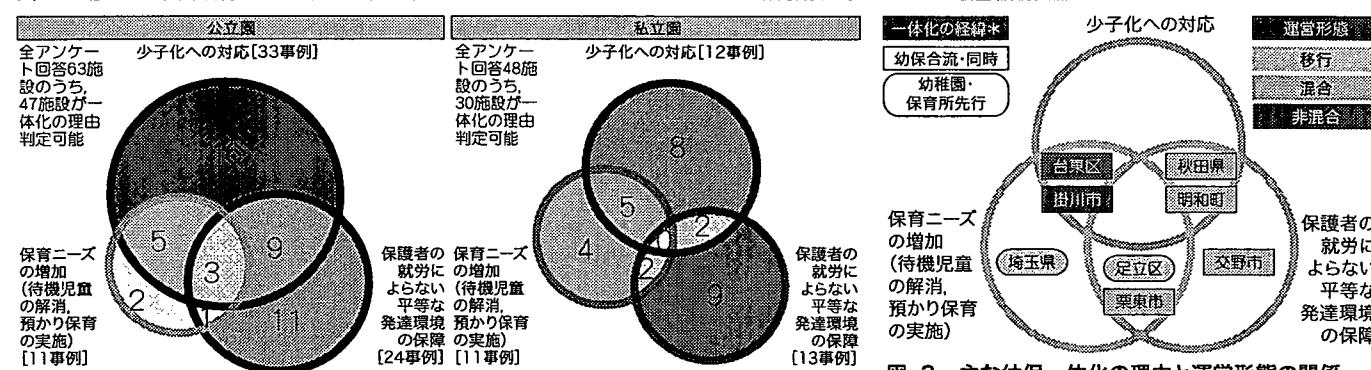
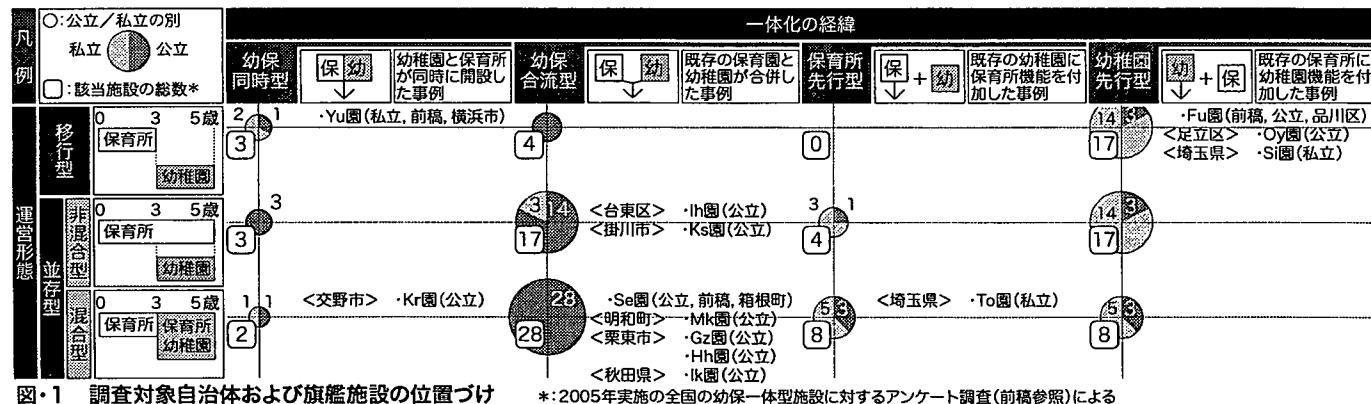
3.3 運営に際しての課題点や工夫点

幼保の一体的運営の課題点や工夫が必要な点は、保護者・職員・行政の3点でまとめられる。

1) 保護者に関して　就労状況が異なる保護者が混在するため、保護者の負担や保育への参加意識が異なること(台東区、栗東市、交野市)、保育料の設定が幼稚園児と保育園児で異なること(足立区、掛川市、明和町、栗東市)が課題点、工夫が必要な点としてあげられた。

2) 職員に関して　幼稚園と保育所の文化の違いや幼稚園教諭と保育士の意識差が足立区、台東区、埼玉県であげられた。これら3自治体では幼稚園教諭と保育士の身分が一元化されていないが、両者の意識差を課題点としていない5自治体のうち、秋田県を除く4自治体では独自の資格設定や任免／給与体系の一本化をしている。職員の処遇の差が、幼稚園教諭・保育士の立場の差、ひいては両職員の幼稚園教育・保育の意識差に影響している可能性が指摘される。

3) 行政組織に関して　栗東市、交野市、秋田県では幼稚園の所轄課と保育所の所轄課を一本化しており、施設運営の方針決定や保護者への対応に際して有効に機能していると回答している。この3自治体ではいずれも一体化の理由に平等な発達環境の保障をあげており、こうした思想が色濃く反映された運営手法となっている。



図・3 主な幼保一体化の理由と運営形態の関係

*開設当初から幼保の機能がそろっていたか、機能の付加によって一体化をはじめたかによって分類

表・1 自治体へのヒアリングにみる幼保一体化への取り組みの状況

質問項目		自治体									
1 自治体間の状況	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	交野市	秋田県	埼玉県			
	少子化の動向		合計特殊出生率:1.22(2004) ・就学前人口:横ばい ・区人口:増加		合計特殊出生率:0.95(2004) ・就学前人口:微増 ・区人口:増加		合計特殊出生率:1.29(2004) ・就学前人口:減少 ・市人口:増加		合計特殊出生率:1.07(2004) ・就学前人口:横ばい ・市人口:増加		
	待機児童数の動向		0歳児と4・5歳児で少ない ・4・5歳児で待機児童が少ないので幼稚園での受け入れがあるため ・区全体では348人		待機児童数は20人前後で推移 ・空いてる園は空いているので、全体的に均せばほぼ0になる		2005年には16人、2006年には45人で増加傾向		なし		
	施設数	1	1	3	1	4	3	15	42		
	増加の見込み	なし		1	5	なし	なし	認定こども園検討中			
	2 自治体間での幼保一体型施設の普及状況と今後の予想	既存のOy幼稚園の改修を機に、同時に策定された幼児教育振興プログラムの実践例として幼保園が設立された		2000年～教育ビジョンの検討を行うなかで、幼稚園と保育所が隣接していた山園で5歳児の合同保育を開始		26施設あった公立幼稚園と公立保育所のうち、21園を[解体再編]によって6つの幼稚園と、2つの幼稚園に再編		幼稚園・保育所各3園を統合(2000)。 ・保護者の就労による不平等な発達環境の障壁のため、一体化を推進			
	一体化を進めている理由や背景		・就学前教育の充実 ・就労と育児の両立支援 ・幼保の融合による質の高い乳幼児保育 ・保護者の実現 ・保護者の多様なニーズへの対応 ・地域の子育て力の向上		・少子化 ・保育園への幼稚園教育の提供 ・幼稚園での預かり時間の延長 ・就学前教育の充実 ・小学校の学級崩壊 ・区内には公立保育園や私立幼稚園も多く、第3の選択肢としての確立を目指す	・定員割れをしていた幼稚園の施設整備 ・幼稚園の定員割れ ・保護者の就労による不平等な発達環境と保育・教育サービスの提供	・少子化による幼稚園の定員割れ ・保護者の就労による不平等な発達環境の保障 ・就学前教育のこどもたちへの不平等な発達環境の保障 ・保育所のニーズ増加、幼稚園のニーズ低下	・就学前教育のこどもたちへの不平等な発達環境の保障 ・実施時と状況が異なり、現在の注意義務として少子化のなかでの異年齢交流の機会としての役割が期待される	・平等な発達環境の保障(以前の知事の考え方) ・就学前教育の充実 ・幼稚園の保育園化、保育所の幼稚園化認定[解体再編]	・幼稚園のニーズ減少による空き教室の増加 ・保育所の待機児童の増加と待機児童問題解消の必要性増加 ・幼稚園の保育所化、保育所の幼稚園化という社会的な流れ	
	地域や保護者の受け止め方		・入園希望者が多いが、3歳児クラスから4歳児クラスになると、保育時間、料金の変更点について改めて説明する必要がある(0～3が保育所、4～5が幼稚園の[移行型])		・保育園と幼稚園のそれぞれにこども預ける保護者には、保育に間に合ういた便合いや園に求める役割などに違いがあることが浮き彫りになつた	・民営化のため、保育料などが高くなり、場所も遠くなるのではじめほどの地域でも反対された ・現職職員もはじめは反対だった	・帽子や制服が違うことで保護者が心配した ・説明会は積極的に開催したが、保護者に理解してもらうのに時間がかかる	・以前から行事の合間開催の要望あり ・発達のちがいを見られる好評 ・当初は、帰りの時間の相違や職員とのコミュニケーション方法の変化への不安や不満があった	・交野市の住民は、交野といえば幼保一体化、と認識しており違和感はない ・転入してきた家族は、特に幼稚園に就園をさせたつもりの場合に違和感を感じることもある	・幼保の機能が互いに補完されたことで利便性が高まっており、保護者受けもよい ・保護者にとっても、選択の幅が広がるという点有利と説明している	
	独自の条例やカリキュラムの設定		・区で幼保園条例と独自のカリキュラムを策定		・区で独自に幼児教育カリキュラムを策定	・特区認定を受け、自治体として幼保一体化を進めている	・条例化はしていないが、町の施策として幼保一体化を導入した	・条例化はしていないが、市で独自の幼稚園カリキュラム(幼稚園教育要領と保育所保育要領の双方の規定を満たすもの)を策定	・条例化はしていないが、幼稚園教育要領と保育所保育要領をベースにして幼保双方の機能を満たすための独自のカリキュラムを設定		
	施設設備基準		・独自に設定	・自治体の状況に合わせて	・独自に設定 ・中学校区単位につつ設置	・認定こども園としての規準 ・町で1施設	・独自に設定 ・小学校区を自らに設置	・独自に設定 ・中学校区をめやすに設置	・幼稚園、保育所双方の基準による		
	職員の資格や待遇		・幼稚園教諭と保育士で身分が違う。 （ローテーションには平等に参加）		・幼稚園教諭と保育士で身分が違う。今後この差をなくしていくたい	・幼稚園・保育園の両資格を併せた、掛川市独自の「幼児教育師」資格を設置	・幼保とも同じ行政の一般職として雇用待遇は同じ ・片免でも可能だが、新規採用は両免	・幼稚園教諭資格と保育士資格の両方を兼持している人を採用 ・給与体系は一体化前から同一だった	・教諭と保育士両免を持つ人を採用 ・幼保とも同じ行政の一般職として雇用待遇は同じ	・幼稚園、保育所双方の基準による	
	苦労している点		・幼稚園、保育園の認可基準をクリアするのに苦労した ・幼稚園と保育所の文化の相違をそれぞれの職が理解すること ・夏休みの取り方		・幼稚園教諭と保育士の身分の違い、コミュニケーションのとり方 ・保護者への説明	・民営化による保育料の高額化 ・待機児童の増加(保育料が周辺自治体よりも安いため)	・保育料の設定に配慮 ・教育と保育の一元化 ・県としての指針がないこと	・幼保の保護者の保育への関わり方の相違 ・事務処理の煩雑さ ・保護者の幼保の別の意識改革 ・国の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない) ・私立園との兼ね合い、公立園としての独自性の確立 ・保護者負担の平均化	・建物の老朽化 ・国の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない) ・私立園との兼ね合い、公立園としての独自性の確立 ・事務処理の煩雑さ ・職員同士の衝突(待遇や考え方の違い)		
	工夫した点		・職員のチーム保育、ローテーション ・小学校との連携 ・ボランティアの導入		・今後の工夫として、運営の主眼が異なる園を保護者が選択できるようにすることを検討している	・保育料への補助金、幼稚園保育料の一元化 ・H15開園時には幼保職員の身分を統一して行政職にした	・職員の給与体系の統一	・行政組織の一括化 ・保育料の是正 ・小学校への情報伝達を幼保の別なく実施 ・保育内容の一本化 ・職員のローテーション	・行政組織の一括化 ・保育内容の一本化 ・パートタイムの導入による人件費の削減	・行政組織の一括化 ・県単位でのモデル化 ・幼保一体型施設設置への補助金制度	
	成功した点・幼保一体化のメリット		・幼稚園部門については保護者が保育時間を選択できる		・少子化を背景としたこどもの交友関係の広がり ・小学校移行時の不安解消	・幼稚園教諭と保育士の関係がうまくいく	・保護者の就労状況によらず、こどもが同じ環境で育てられている ・町に1園だけなので、認定こども園となつても待機順などに不平等が生じない	・保護者・こども同士の交友関係が広がり、相互の理解が進んだ ・小学校への移行がスムーズになった ・幼・保と変わる場合でも、どもにとつては何も変化しない ・幼稚園児にも給食を提供できる	・長年の実践によって地域のこどもは同じだという意識が培われた	・保護者のニーズへの対応が容易になった	
	幼保の別への考え方		・運営のなかで幼児教育、保育文化の相違を実感、双方の利点を融合して独自の手法を打ち立てたい ・長期間、長時間(保育所の利用)の子は1日や1年のうちで生活が单调になりがち		・省庁の枠組みの違いが色濃く影響し、職員の勤務条件などおのの制度の中での対応がある。今後とも制度の中で工夫をしていくしかないと考えている	・待機児童と定員割れ ・幼稚園の問題の解決を主目的に施設整備を進めている段階。幼保双方の機能の別は特段認識していない ・職員を両免で採用しており、長時間児保育には全職員である	・幼稚園は教育の場 ・幼稚園と保育所の機能は違うという認識の上、保育や保育環境の整備を行っている ・時代の変化とともに幼稚園にも、生活習慣の自立、本来は保育所が担ってきた役割も求められるようになった	・基本的に幼稚園も保育園も一緒に、預かる時間が異なるだけだと捉えている。	・基本的に幼稚園も保育園も一緒に、預かる時間が異なるだけだと捉えている。 ・県としては、どちらかを優先するという考え方ではない。	・当初は幼保が年齢で別れる移行型を想定 ・現在は並存型のニーズが高いと認識。県としては幼保が分離する[移行]と分離しない[並存・混合]のいずれかを優先する考えはない	

3.4 幼保の別への考え方 幼稚園・保育所の設置時点から幼保一体化を実施し（[幼保同時型]），幼稚園・保育所独自の歴史がない交野市を除くすべての自治体が，幼稚園機能と保育所機能を「異なるもの」と認識している。幼稚園と保育所が独自に運営されていた歴史がこの両機能の差異の認識につながっていると推察される。なお，幼保園条例を設置している足立区と認定こども園化している明和町では幼保双方の機能の融合を志向しており，秋田県では幼保の機能は互いに補完し合うものと考えている。この，幼稚園機能・保育所機能の別に関する考え方，幼保一体化の根源に関わるものであり，実際の施設や施設運営あり方に大きく影響すると考えられる。一体型施設の計画に際しては，自治体や施設によって異なる，目指す幼保の一体化のあり方，幼保両機能の関係をハードとして具現化するための計画が求められる。

3.5 幼保一体化の利点 幼保一体化の理由以外の一体化の利点としては，こどもの交友関係の広がり（台東区，栗東市），小学校移行時の不安の軽減（台東区，栗東市），保護者のニーズへの対応が容易になったこと（足立区，秋田県）があげられた。

4. 旗艦施設の運営状況とその相違

ヒアリング調査及び現地調査を基に，各機関施設の運営状況や一体化の利点や課題と認識している点などについて表・2にまとめた。

4.1 幼保一体化の利点 幼保一体型施設で展開することもたちの生活を実際に目にする現場職員からあげられた，幼保一体化の利点は，こども・保護者・職員／運営の3点に着目してまとめられる。

1) 保護者にとっての利点 就労状況が異なる保護者の相互理解の促進や，交流関係の広がりを Ih, Gz, Hh, Ik, To があげている。

2) 職員／運営面にとっての利点 幼保双方の長所を活かせることや機能の補完（Oy），効率化（Mk, Kr, Si）があげられている。

3) こどもにとっての利点 異年齢交流や，それによるこどもの成長への良い効果を半数の園があげている（Oy, Ks, Kr, Ik, Si）。このうち Ks, Kr, Ik は，〔幼保合流・同時型〕で，幼保一体化に際して0～2歳児のための保育所機能を付加した Oy, Si（〔幼稚園先行

型〕）とは異なり，もともと0～5歳児のための保育所機能があったにもかかわらず，異年齢交流を幼保一体化の利点としている点は興味深い。幼稚園児（短期間児）が3・4歳で就園する際，従来のように最年少児としてではなく，自分の下に低年齢児がいることや，3・4歳で就園することもが低年齢児と交流機会をもつことで改めて異年齢交流の効果が意識されることが伺える。

ほかに，一体化によって人数規模が拡大することや保護者の就労状況によらない発達環境が保障され交友関係が広がること，他者理解や社会性獲得の促進（Ih, Ks, Gz, Hh, Kr），小学校入学時のなじみやすさ（Ih, Gz, To）があげられている。

4) こどもと職員双方にとっての利点 低年齢児からの一貫した保育・教育の実現（Oy, Si），多数の職員から見てもらえること／多数の職員がこどもを見られること（Ks, Hh, Kr）があげられている。

4.2 運営に際しての課題点や工夫点

1) 保護者にとって 就労状況が異なる保護者が混在するため，保護者会や行事の設定には工夫が必要である（Oy, Hh, Kr, Si）。一方，保護者間の交流関係の広がりは多くの園で歓迎されており，送迎時間が異なるため直接は触れあえない保護者同士についても，設えや掲示物などを通して交流を促す仕掛けをしている園もある（Oy）。また，幼稚園と保育所の利用料格差も一体化の課題点にあげられている（Mk, Si, To）。なかでも3歳から全員が幼稚園に處遇になる〔移行型〕の Si では，幼稚園に上がる段階で利用料があがるため，保育園利用児の半数以上が3歳の時点で他の保育園に移っている。

2) 職員／運営にとって 職員とこどもの人数規模の拡大などのため，職員間の情報の共有の重要性や困難さ，その解消への工夫の必要性，があげられた（Ih, Ks, Hh, Kr, Ik）。幼稚園勤務では保障される研修の時間が，運営方法によっては保育に回されがちになるため，研修の時間の確保など職員の時間配分にも工夫が必要である（Hh, Kr, Ik）。また，幼保の所轄の違いに由縁する事務処理の煩雑さ（Kr, Si, To）も強く解消が求められている。

3) こどもにとって こどもにとっての幼保一体化運営の問題点・

表・2a 施設へのヒアリング調査にみる施設ごとの幼保一体化への取り組み状況

*順に保育所, 幼稚園, 一体運営開始年を示す

質問内容	自治体・施設名称										
	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	交野市	秋田県	埼玉県			
Oy園	Ih園	Ks園	Mk園	Gz園	Hh園	Kr園	Ik園	Si園	To園		
開設・認可*	H16 S55 H16	S45 S49 H10	解体再編:H15	解体再編:H18	S28 S45 H15	S56 S56 H15	S49 S50 S50	解体再編:H10	H14 S55 H14	S33 S61 S61	
運営主体	足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	栗東市	交野市	井川町	学校法人	保:社会福祉法人 幼:学校法人	
敷地面積(m ²)	2,006	664.5	843.1	6,793.9	9,921	6,479	7,500	3,205	4,717.33	2,410	5,940, 1,272
延床面積(m ²)	1,081	1,298.4	1,847.6	2,887.1	2,686.74	1,500	1,800	1,683	544.32 529.92	1,204	1,076, 630
構造	軽量鉄骨造 一部2階建	保:RC3階建 幼:RC3階建	鉄骨造平屋 一部2階建	重量鉄骨造 平屋建	鉄骨2階建	保:鉄骨1階建て 幼:鉄骨2階建て	RC2階建て	一部鉄骨 木造平屋建	RC造, 一部鉄骨造	保:木造・鉄骨造 幼:RC	
平面図											
施設概要	幼稚園 または 長時間 クラス 幼保 混合 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	幼稚園 または 長時間 クラス 保育園 100 クラス 150m	
施設の特徴	合築型 隣接型 合築型 合築型 合築型 併設型 合築型 合築型 併設型 隣接型	合築型 非混合型 非混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型	隣接型 非混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型	合築型 非混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型 混合型							
運営形態	移行型 +保	非混合型 保	非混合型 保	混合型 保							
一体化の経緯	幼稚園先行型 ↓+保	幼保合流型 保↓	幼保合流型 保↓	幼保合流型 保↓	幼保合流型 保↓	幼保合流型 保↓	幼保同時型 保↓	幼保合流型 保↓	幼稚園先行型 ↓+保	保育所先行型 ↓+保	

課題点の多くは、第一に滞在時間の長短が混在することに起因する。短時間児と長時間児の分離の時間帯に配慮が必要と答えたのは4園(Ks, Gz, Hh, Kr)、長時間滞在児にはケアや環境の与え方に配慮や工夫が必要だと答えたのは7園である(Oy, Ih, Ks, Gz, Kr, Ik, To)。なお、長時間滞在中に活動場所が変わることは、これを見題・課題点と捉える園(Ks, Hh)、逆に長時間にわたる生活にめりはりをつけるきっかけとして肯定的に捉えている園(Oy, To)の両方がある。長時間児の午睡の保障を意識した回答は4園からあげられ(Ks, Gz, Kr, To)、特にGz, Kr, Toでは、建物のつくりとの関係で午睡の保障があげられている。幼保一体型施設設計画に際しての建築的な留意点として、滞在時間が長いこどもたちの活動場所のあり方と、午睡の保障への配慮があげられよう。また延長保育の際には、時間帯によっては1つの室で幅広い年齢段階のこどもを保育するため、充実した活動と安全性を両立させるための配慮が必要となる。

また、低年齢から施設での保育生活を経験する保育園児(長期間児)と3ないし4歳で就園する幼稚園児(短期間児)の混在に関して、4月期に集団生活経験の積み重ねや生活自立度の差異などによって保育園児・幼稚園児の双方に混乱が生じることをHh, Kr, Siが指摘している。栗東市の2園では幼保一体型施設運営開始後に両者の差異と両者の混在の弊害に気づき、3歳児のうちは幼稚園児と保育園児を別個に処遇し([非混合型])、4・5歳で幼保の混合保育を行うという手法に変更した。ただし、幼保の混在が始まる年齢での混合保育を行う園では2ヶ月ほどで混乱が落ち着くとしているのに對して栗東市の事例では10月頃が両者の融和の目安になるとしており、その時期には差異があることから、短/長期間児の混合保育のあり方においてどちらが有利とは断じられない。

6.まとめ

以上、本稿では、幼保一体化を積極的に進めている自治体と、その自治体の考え方に基づく旗艦施設へのヒアリング調査および実地調査の結果に基づき、幼保一体型施設の運営実態を把握した。幼保一体型施設運営上の課題点と一体化の利点、これに基づく建築計画上の留意点は、表・3のようにまとめられる。本稿の成果を基礎として、本稿で把握した幼保一体型施設運営上の課題点を克服するた

表・3 幼保一体化の利点、課題点、建築計画上の留意点

利点	課題点	建築計画上の留意点
保育園児と保育園児との交流が促進される 就労状況が異なる保護者同士の相互理解が促進される 就労状況にかかわらない交流の機会や人数規模が保障されることで、保護者同士の交流関係が広がる	1) 保護者の就労による意識差など ・保護者負担の不均等 ・保育への参加意識、園に求める機能の相違 ・保護者会や行事の受け方が困難 2) 職員とのコミュニケーション ・ローテーション方式の園では、担任との十分なコミュニケーションが難しい 3) 保育料の格差 ・保育料の設定が幼保で異なることによる不平等感 ・特に「移行型」で、幼稚園就園時の保育料増額は継続的な施設利用を阻害する	1) 保護者間コミュニケーションの場の確保 ・短時間児の降園時間と長時間児の午睡や活動の時間が重なるため、午睡の場となる室や活動の場の配置と送迎スペースとの関係に配慮が必要 ・短・長時間児の保護者交流の仕掛け 2) 職員とのコミュニケーションの場の確保 ・職員との意見交換や情報共有のための仕掛け
待機児童の解消、定員割れ幼稚園の経営の安定化 施設、人材、経費などの効率化 低年齢児からの一貫した幼児教育／保育の提供 幼保双方の利点を活かせる 幼保の機能を補える 多くの職員の目でこどもの生活や発達を多角的に捉えられる 低年齢からの発達を見られる	1) 保育所と幼稚園の文化の相違 ・幼稚園教諭と保育士の幼児教育や保育に対する考え方の差異への相互理解が課題 ・幼保の機能の双方を満たしつつ融合する必要がある 2) 幼稚園教諭と保育士の身分の相違 ・勤務形態、給与体系の相違 ・研修時間の確保 3) 情報の共有 ・職員とこどもの人数規模が大きくなるため、情報の共有に工夫が必要 ・保護者とのコミュニケーションのとり方 4) 幼保の所轄の違いに由縁する事務処理の煩雑さ	1) 幼保の別々の考え方を立脚した、両機能とそのあるべき関係の体現 ・幼保の関係への、独立、相互補完、融和すべきもの、など運営側の考えを空間配置や設えなどに反映させる 2) 職員室の置き方への配慮 ・幼保別々か、一緒かによって職員間の情報共有のあり方やこどもの活動場所との関係が変わる ・ローテーション方式による多様な出退時間や職員の身分や資格、勤務形態への配慮 ・保護者とのコミュニケーションのための仕掛け
交友関係が広がる 小学校移行時の不安の軽減 異年齢交流が促され、こどもの発達に良い効果がある 保護者の就労状況によらず平等な発達環境が保障される 集団体験によって他者理解や社会性獲得が促進される 一貫した保育／教育が受けられる 多数の職員から見てもらえる	1) 短時間児と中・長時間児の滞在時間の差 ・帰宅欲求や、園に残りたいという思いが生じるため、短/長時間児の分離の時間帯には配慮が必要 ・長時間児に対しては午睡の保障への配慮が必要 2) 長時間児の活動場所の変化 ・午睡の関係や、「混合・移行型」では短/長時間児の分離のため室の移動が必要 ・活動場所の変化は生活へのめりはりの機会ともなる 3) 短期間児と長期間児の差 ・短期間児が集団生活に慣れるまで、自立した生活ペースの獲得までに混乱が生じる ・長期間児にとっても家庭で育ったこどもたちとの生活ギャップによって混乱が生じる	1) 短時間児の活動場所の配置 ・長時間児の午睡の場所を勘案した、降園までの充実した活動を保障する場の確保 ・送迎時にゆとりをもてる場の確保 2) 長時間児の活動場所の設定 ・短時間児の活動や降園を勘案した午睡の場の確保 ・連続性と分節性に配慮した延長保育の場の設定 ・延長保育の設定方法によっては0～5歳児が混在するため、危険回避への配慮、幅広い発達段階の活動の保障、便所などの水回りの寸法への配慮

め、また一体化の利点を十分に活かすための具体的な保育・教育環境の計画についての考察や提案を今後の研究課題と認識する。

注

- 認定こども園：文10によれば、認定こども園の認定申請を考える施設は少なくとも300施設以上と見込まれている。しかし一方で、認定こども園法が認う保護者と施設の直接契約や保育料の独自設定、補助金の設定、保育内容の規定などがネックとなり、導入に際してメリットよりもデメリットが大きかったり現在の運営体制が保障されないと問題から認定こども園の認定申請には慎重な姿勢を示す自治体・施設も数多い。
- 本稿では、從来の幼稚園と保育所の機能が一体的に運営されることで生じる諸事象について総合的に捉えるという視点に立ち、以降、幼保一体化施設、幼保一元化施設、認定こども園(総合施設)を合わせて幼保一体型施設と呼び、これらを総じて取り上げる。
- 幼保一体化施設：現行の幼稚園・保育所それぞれの制度に則り、施設の共用化などの幼保の連携の中で両施設を運営するものの、幼保一元化施設：現行の2制度の枠を撤廃し、保育所と幼稚園の機能を運営、財務などについて完全に統合し、運営されるもの、総合施設：幼稚園機能、保育所機能、地域の子育て支援機能の3機能を内包し、法律上も所轄もすべて一本化して、こどもを年齢や保護者の就労状況によらず教育、保育するもの。
- アンケート調査：全国の都道府県教育委員会に対する電話調査によって把握した全300の幼保一体型施設に対して、幼保一体化の経緯や運営の概況を尋ねるアンケートを実施した。うち、112施設から回答を得た。有効回答数は111票、有効回答率は37.0%であった。
- 運営形態：幼保一体型施設の運営形態を、幼稚園部門と保育所部門の関係に着目して、以下の3類型に分類した。この運営形態の如何は幼保の一体化のあり方を強く方向付ける要素である。(1) 移行型：0～2歳は保育所、3歳または4歳からは全員を幼稚園で処遇する。(2) 並存型：0～2歳は全員が保育所で、3歳または4歳からは保育所と幼稚園が並存して園児を処遇する。なお、並存型のうち、幼保の同年齢児同じクラスで処遇する事例を【混合型】、幼保の同年齢児のクラスが別である事例を【非混合型】とした。
- 建築形態：各施設の建築形態について、文部科学省による分類を参考に、以下の3類型に分類した。(1) 合築型：ひとつの建物で幼稚園と保育所が諸施設を共用しながら運営されている施設。(2) 併設型：幼稚園と保育所の建物は別々だが、一続きの敷地内にあり園庭やホール等の施設を相互に利用できる施設。(3) 隣接型：幼稚園と保育所が隣接しているが統一でなく道路等で分かれている施設
- 一体化の経緯：幼保一体化の経緯に着目し、各施設を以下の4類型に分類した。(1) 同時型：幼稚園と保育所が同時に開設したもの。(2) 合流型：それまであった保育園と幼稚園が合併したもの。(3) 幼稚園先行型：もともとあった幼稚園に保育所機能を付加したもの。(4) 保育所先行型：もともとあった保育所に幼稚園機能を付加したもの
- 幼保一体化の理由として多く挙げられた、少子化への対応、保育ニーズの増加(待機児童の解消と幼稚園での預かり保育の実施)、平等な発達環境の保障、に要約して示した。
- 埼玉県での幼保一体型施設全42事例のうち37事例が私立園

参考文献

- 山田あすか、福沼綾子、上野淳：幼保一体型施設の現況に関する報告及び考察、日本建築学会技術報告集 第24号、掲載ページ未定、2006.12
- 大阪保育研究所編：「幼保一元化」と認定こども園、かもがわ出版、2006.09
- 建築思潮研究所編：建築設計資料 保育園・幼稚園1／2／3、建築資料研究社、1985／1995／2003
- 小林千穂子、渡部昇治、石川允：幼稚園・保育園施設の一元的運営の可能性と課題、日本建築学会大会梗概集 F-1分冊、pp.415-416、1998.09
- 高橋秀行、佐藤将之、黒野弘靖：幼保一体施設における帰属の異なる園児の互いの居方に関する研究、日本建築学会大会梗概集 E-1分冊、pp.179-181、2003.09
- 岩崎謙司、蟹江好弘：幼稚園と保育所の一体化に関する基礎的研究 群馬県桐生市を対象として、日本建築学会大会梗概集 E-2分冊、pp.679-681、2004.08
- 矢野文子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設に関する研究 その1／その2、日本建築学会大会梗概集 E-1分冊、pp.469-472、2005.09
- 大谷由紀子、中山徹、丸井寧子：幼保総合施設における施設の運営と園児の生活に関する調査研究 幼保総合施設に関する研究 その3、2006.09、E-1分冊、pp.103-104
- 岩田俊二、幼保一体化施設の運営状況 千代田区、掛川市、東員町の事例、2006.09、E-2分冊、pp.477-478
- 「遊育」編集部、認定こども園に関する記事、雑誌「遊育」、pp.7-9、2006.10.09
- 中山徹、杉山隆一、保育財政研究会編著：幼保一元化・現状と課題、自治体研究社2004.05

先駆的自治体における幼保一体化に関する諸状況

一 自治体と旗艦施設へのヒアリング調査による幼保一体型施設の運営実態に関する報告 その1 一

正会員	山田あすか	* 1
同	佐藤 栄治	* 2
同	佐藤 将之	* 3
同	樋沼 紗子	* 4
同	○山田 恵美	* 5

幼保一体型施設 運営実態 自治体 旗艦施設

1. 背景と目的 これまで、児童福祉施設と学校教育施設として異なる管轄・目的で運営されてきた、保育所と幼稚園を一体的に運営する形態が注目されている。その多様な先駆事例の運営実態や幼保一体化のあり方に関する考え方、その背景となる自治体の考え方や認識を把握し、運営上の問題点・課題点を整理して、今後の幼保一体型施設^{注1)}計画に関する基礎的な知見を導出することを目的とする。

2. 調査概要 幼保一体型施設の多様な運営の実際を把握するため、1) 幼保一体化に先進的に取り組んでいる自治体の行政担当者に対するヒアリング調査（本編）、2) 1) の自治体の幼保一体化の取り組みを反映している旗艦施設へのヒアリング調査及び現地調査（後編）、によった。また、双方の調査対象の位置づけは図・1の通りである。

3. 自治体ごとの幼保一体型施設運営状況とその相違

ヒアリング調査の結果を基に、各自治体の幼保一体化導入の経緯や運営の概況、課題点などを表・1に整理した。

3.1 幼保一体化の理由と運営形態^{注2)}、一体化の経緯^{注3)}

図・2を見ると、「平等な発達環境の保障」を一体化の理由にあげた5自治体では、いずれも運営形態に「移行型」か「混合型」を採用しており、保育園児（長時間利用児）と幼稚園児（短時間利用児）をコアタイムで区別なく待遇している。また、「平等な発達環境の保障」を一体化理由としていない台東区と掛川市は「非混合型」を採用し、自由遊びの時間等での混合保育は実施しているものの基本的には保育園児と幼稚園児を分けて待遇している。一体化の理由が運営形態に影響を与えていることが指摘される。

3.2 運営上の課題点や工夫点

幼保の一体運営の課題点や工夫点は、保護者・職員・行政の3点に集約できる。

1) 保護者に関して 就労状況が異なる保護者が混在するため、保護者の負担や保育への参加意識が異なるこ

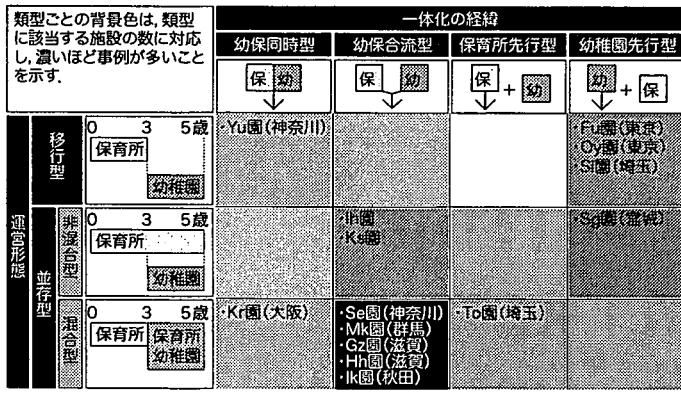
と（台東区、栗東市、交野市）、保育料の設定が幼稚園児と保育園児で異なること（足立区、掛川市、明和町、栗東市）が課題点、工夫が必要な点としてあげられた。

2) 職員に関して 幼稚園と保育所の文化の違いや幼稚園教諭と保育士の意識差が足立区、台東区、埼玉県であげられた。これら3自治体では幼稚園教諭と保育士の身分が一元化されていないが、両者の意識差を課題点としている。5自治体のうち、秋田県を除く4自治体では独自の資格設定や任免／給与体系の一本化をしている。職員の待遇の差が、幼稚園教諭・保育士の立場の差、両職員の幼稚園教育・保育の意識差に影響している可能性が指摘される。

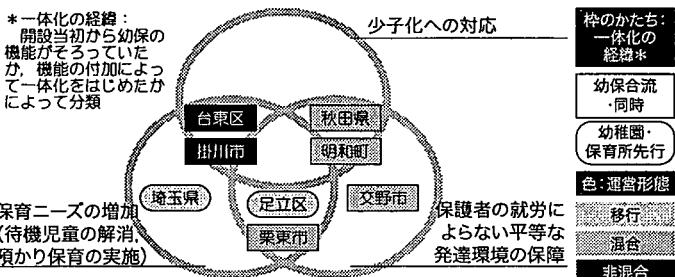
3) 行政組織に関して 栗東市、交野市、秋田県では幼稚園の所轄課と保育所の所轄課を一本化しており、施設運営の方針決定や保護者への対応に際して有効に機能していると回答している。この3自治体ではいざれも一体化の理由に平等な発達環境の保障をあげており、こうした思想が色濃く反映された運営手法となっている。

3.3 幼保の別への考え方 幼稚園・保育所の設置時点から幼保を一体化し、幼・保独自の歴史がない交野市を除くすべての自治体が、幼稚園と保育所の機能を「異なるもの」と認識している。また、幼稚園条例を設置している足立区と認定こども園化している明和町では幼保双方の機能の融合を志向しており、秋田県では幼保の機能は互いに補完し合うものと考えている。幼稚園機能・保育所機能の別に関する考え方は、幼保一体化の根源に関わり、実際の施設や運営のあり方に大きく影響する。一体型施設の計画に際しては、目指す幼保の一体化のあり方、幼保両機能の関係をハードとして具現化することが求められる。

3.5 幼保一体化の利点 幼保一体化の理由以外の一体化の利点としては、こどもの交友関係の広がり（台東区、栗東市）、小学校移行時の不安の軽減（台東区、栗東市）、保護者のニーズへの対応が容易になったこと（足立区、秋田県）があげられた。



図・1 ヒアリング調査対象施設の位置づけ



図・2 主な幼保一体化の理由と運営形態の関係

表・1 自治体へのヒアリングにみる幼保一体化への取り組みの状況

質問項目		自治体							
		足立区	台東区	掛川市	明和町	栗東市	交野市	秋田県	埼玉県
1 自治体固 の状況	少子化 の動向	・合計特殊出生率: 1.22(2004) ・就学前人口:横ばい ・区人口:増加	・合計特殊出生率: 0.95(2004) ・就学前人口:微増 ・市人口:増加	・合計特殊出生率: 1.29(2004) ・就学前人口:減少 ・市人口:増加	・合計特殊出生率: 1.07(2004) ・就学前人口:横ばい ・市人口:増加	・合計特殊出生率: 1.77(2004) ・就学前人口:増加 ・市人口:急増	・合計特殊出生率: 1.29(2002) ・就学前人口:微減 ・市人口:急増	・合計特殊出生率: 1.30(2004) ・就学前人口:減少 ・県人口:減少	・合計特殊出生率: 1.20(2004) ・就学前人口:横ばい ・県人口:増加
	待機児童数 の動向	・0歳児と4・5歳児で少ない ・4・5歳児で待機児童が少ないので幼稚園での受け入れがあるため ・区全体では348人	・待機児童数は20人前後で推移 ・空いてる園は空いているので、全体的に均せばほぼ0になる	・2005年には16人、 2006年には45人で増加傾向	・なし	・3歳以上は幼稚園があるため待機なし ・待機児童数は29名、年度途中入所での受け入れが困難で、特に0~2歳児で定数内の受け入れが困難	・市全体の待機児童数は2006.04で21名、08で50名(第一希望待ちを含まず) ・3~5歳は幼稚園があるので待機児童なし	・197人(うち秋田市123人)	・待機児童数1386人(2006.4) ・幼保一体型施設整備のため、昨年度より440人ほど減少
2 自治体固 の幼保一 体化施設 の普及状況 と今後の予 想	施設数	1	1	3	1	4	3	15	42
	増加の見込み	なし	1	5	なし	なし	認定こども園検討中	7園が認定こども園化予定	[幼稚園先行型]で増加見込
3 実施に際して の課題	幼保一 体化の経緯	・既存のOy幼稚園の改修を機に、同時に策定された幼児教育振興プログラムの実践例として幼保園が設立された	・2000年~教育ビジョンの検討を行うなかで、幼稚園と保育所が隣接している伊園で5歳児の合同保育を開始	・26施設あった公立幼稚園と公立保育所のうち、21園を[解体再編]によって6つの幼稚園と、2つの幼稚園に再編	・幼稚園・保育所各3園を統合(2000)。 ・保護者の就労による平等な発達環境の保障のため一体化を推進	・もともと幼稚園と保育所を隣接して設置しており、保護者の就労による不平等な発達環境の保障のため一体化を推進	・児童福祉法の制定に伴う保育所設立の環境の保障のため幼保一体化を進め、保護者の就労による平等な発達環境の保障のため一体化を推進	・県政が平等な発達環境の保障のため幼保一体化を進め、保育用化の指針・幼保共用運営特区認定[解体再編]	・待機児童の解消と定員割れがすむ幼稚園への支援体制などによる幼保一体化を推進
	一体化を進めている理由や背景	・就学前教育の充実 ・就労と育児の両立支援 ・幼保の融合による質の高い乳幼児保育と教育の実現 ・保護者の多様なニーズへの対応 ・地域の子育て力の向上	・少子化・保育園への幼稚園教育の提供 ・幼稚園での預かり時間の延長 ・就学前教育の充実(小学校の学級崩壊) ・区内の公立保育園や私立幼稚園とは異なる選択肢として整備	・定員割れをしていた幼稚園の施設整備 ・保護者の就労による平等な発達環境と保育・教育サービスの提供	・少子化による幼稚園の定員割れ ・保護者の就労による平等な発達環境と保育・教育サービスの提供	・就学前のこどもたちへの平等な発達環境の保障 ・保育所のニーズ増加、幼稚園のニーズ低下	・就学前のこどもたちへの平等な発達環境の保障 ・実施当時と状況が異なり、現在的な意義として少子化のなかでの異年齢交流の機会としての役割が期待される	・平等な発達環境の保障(以前の知事の考え方) ・就学前教育の充実・幼稚園の保育園化、保育所の幼稚園化	・幼稚園のニーズ減少による空き教室の増加 ・保育所の待機児童問題解消の必要性増加・幼稚園の保育所化、保育所の幼稚園化という社会的な流れ
地域や 保護者の受け止め方	・入園希望者が多いが、3歳児クラスから4歳児クラスになると保育時間、料金の要更点について改めて説明する必要がある(0~3歳が保育所、4~5歳が幼稚園の[移行型])	・保育園と幼稚園のそれぞれにこども預ける保護者は、保育に関わる度合いや園に求める役割などに違いがあることが浮き彫りになつた	・民営化のため、保育料などが高くなり、場所も遠くなるのはじめほどの地域でも反対された ・現場職員もはじめは反対だった	・帽子や制服が違うことで保護者が心配され ・説明会は積極的に開催したが、保護者に理解してもらうのに時間がかかる	・以前から行事の合同開催の要望あり ・発達のちがいを見られるか好評 ・当初は、帰りの時間の相違や職員とのコミュニケーション方法の変化への不安や不満があった	・交野市の住民は、交野といえれば幼保一体化の認識しており違和感はない ・転入してきた家族は特に幼稚園に就園させたつもりの場合に違和感を感じることもある	・幼保の機能が互いに補完されたことで利便性が高まっており、保護者受けもよい	・幼保を別々に考えてきたかどうかで受け止め方に地域差がある ・保護者にとっても、選択の幅が広がるという点で有利と説明している	・幼保を別々に考えてきたかどうかで受け止め方に地域差がある ・保護者にとっても、選択の幅が広がるという点で有利と説明している
	独自の条例やカリキュラムの設定	・区で幼保園条例と独自のカリキュラムを策定	・区で独自に幼児教育カリキュラムを策定	・特区認定を受け、自治体として幼保一体化を進めている	・条例化はしていないが、町の施策として幼保一体化を導入した	・条例化はしていないが、市で独自の幼稚園カリキュラム(幼稚園教育要領と保育所保育教育要領の双方の規定を踏ましたもの)を策定	・条例化はしていないが、幼稚園教育要領と保育所保育教育要領をベースにして幼保双方の機能を満たす同一の独自のカリキュラムを策定	・保護者の就労による平等な発達環境の保障、地域の子育ての推進などを目標とする「秋田モデル」を掲げ、その構築に尽力している	・条例化は行っていないが、政策説明と幼保一体化を推進している ・私立園中心なので独自のカリキュラムは策定していない
施設設置基準	・独自に設定	・自治体の状況に合わせて	・独自に設定・中学校区単位につつずつ設置	・認定こども園としての規準・町で1施設	・独自に設定・中学校区を自安に設置	・独自に設定・中学校区をめやすに設置	・幼稚園、保育所双方の基準による	・幼稚園、保育所双方の基準による	・幼稚園、保育所双方の基準による
	職員の資格や待遇	・幼稚園教諭と保育士とで身分が違う。(ローテーションには平等に参加)	・幼稚園教諭と保育士とで身分が違う。今後この差をなくしていくたい	・幼稚園教諭と保育士の両資格を併せた。掛川市独自の「児童教育師」資格を設置	・幼保とも同じ行政の一般職として雇用され、片免でも可能だが、新規採用は両免	・幼稚園教諭資格と保育士資格の両方を持つている人を採用・給与体系は一体化前から同一だった	・教諭と保育士両免を持つ人を採用・幼保とも同じ行政の一般職として雇用され、片免でも可能だが、新規採用は両免	・幼稚園、保育所双方の基準による	・幼稚園、保育所双方の基準による
3 実施に際して の課題	苦労している点	・幼稚園、保育園の認可基準をクリアするのに苦労した ・幼稚園と保育所の文化の相違をそれぞれの職が理解すること ・夏休みの取り方	・幼稚園教諭と保育士の身分の違い、コミュニケーションのとり方・保護者への説明	・民営化による保育料の高額化 ・教育と保育の一元化 ・県としての指針がないこと	・保育料の設定に配慮 ・幼保の保護者の保育への関わり方の相違 ・事務処理の煩雑さ ・保護者の幼保の別の意識改革 ・国・県の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない)	・幼保の保護者の保育への関わり方の相違 ・事務処理の煩雑さ ・保護者の幼保の別の意識改革 ・国・県の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない)	・建物の老朽化 ・国の認定こども園との兼ね合い(公立で実施するメリットが明確でない) ・私立園との兼ね合い、公立園としての独立性の確立 ・保護者の負担の平均化	・認定こども園は直接契約であること	・事務処理の煩雑さ ・職員同士の衝突(待遇や考え方の違い)
	工夫した点	・職員のチーム保育、ローテーション・小学校との連携・ボランティアの導入	・今後の工夫として、運営の主眼が異なる園を保護者が選択できることを検討している	・保育料への補助金、幼稚園保育料の一元化 ・H15開園時には幼稚園職員の身分を統一して行政職にした	・職員の給与体系の統一	・行政組織の一括化 ・保育料の是正 ・小学校への情報伝達を幼稚園の別なく実施 ・保育内容の一本化 ・職員のローテーション	・行政組織の一括化 ・保育内容の一本化 ・パートタイムの導入による人件費の削減	・行政組織の一括化 ・県単位でのモデル化	・幼保一体型施設設置への補助金制度
成功した点・幼保一体化のメリット	・幼稚園部門については保護者が保育時間を選択できる	・少子化を背景としたこどもの交友関係の広がり・小学校移行時の不安解消	・幼稚園教諭と保育士の関係がうまくいっている	・保護者の就労状況によらず、こどもが同じ環境で育っていく ・町に1園だけなので、認定こども園となつても待機順などに不平等が生じない	・保護者・こども同士の父兄関係が広がり相互の理解が進んだ ・小学校への移行がスムーズになった ・幼保を変わら場合でもこどもにとっては何も変化しない ・幼稚園児にも給食を提供できる	・長年の実践によって地域のこととは同じだという意識が培われた	・保護者のニーズへの対応が容易になった	・待機児童が若干解消された ・定員割れの幼稚園の経営が安定した	・待機児童が若干解消された ・定員割れの幼稚園の経営が安定した
	幼保の別への考え方	・運営のなかで幼児教育・保育文化の相違を実感、双方の利点を融合して独自の手法を打ち立てたい ・長期間、長時間(保育所の利用)の子は1日や1年のうちに生活が单调になりがち	・省庁の枠組みの違いが色濃く影響し、職員の勤務条件などおのの制度の中での対応がある。今後とも制度の中で工夫をしていくしかないと考えている	・待機児童と定員割れ幼稚園の問題の解決を主目的に施設整備を進めている段階、幼保双方の機能の別は特段認識していない、職員を両免で採用しており、長時間保育には全職員があたる	・幼稚園は教育の場、保育所は子供を預かる場と認識している幼稚園と保育所の機能をうまく活かしながら、同じサービスを提供することによって児童育成を築いていくこうと考えている	・幼稚園と保育所の機能は違うという認識の上、保育と保育環境の整備を行っている。 ・時代の変化とともに幼稚園にも生活習慣の自己立、本来は保育所が担ってきた役割も求められるようになつた	・基本的に幼稚園も保育園も一緒に、預かる時間が異なるだけだと捉えている。	・基本的に違うものと認識。ただし、互いに機能を補完し合う効果は強い。 ・県としては、どちらかを優先するという考え方ではない。	・当初は幼保が年齢で別れる移行型を想定 ・現在は並存型の二子が高いと認識。県としては幼保が分離する「移行」と分離しない「並存・混合」のいずれかを優先する考えはない

注1~注3は、次稿の末に同じ。本稿および次稿は、平成18年度厚生労働省科学研究費補助金・政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)による研究成果の一部である。

* 1 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科 講師・博士(工学)

* 2 明星大学アジア環境研究センター 研究員・博士(工学)

* 3 早稲田大学人間科学系研究科 助手・博士(工学)

* 4 首都大学東京大学建築学専攻 博士前期課程

* 5 立命館大学総合理工学研究機構 客員研究員・博士(工学)

* 1 Lecturer, Dept. of Arch. and Urban Design, College of Science and Eng., Ritsumeikan Univ., Dr.Eng.

* 2 Research Fellow, Asian Center for Environmental Research, Melsel University

* 3 Res. Assoc., Faculty of Human Sciences, Waseda University. Dr.Eng.

* 4 Student of Master Course, School of Architecture, Graduate School of Engineering, Tokyo Metropolitan University

* 5 Visiting Scholar, The Research Organization of Science & Engineering, Ritsumeikan Univ., Dr.Eng.